

平成22年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成22年 3月10日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第15 教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、各議案の提案理由の説明
- 第16 議案第35号 季節保育所の廃止について
- 第17 議案第25号 訓子府町季節保育所条例を廃止する条例の制定について
- 第18 議案第26号 訓子府町地域集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第29号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 第20 議案第22号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の制定について
- 第21 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第11号 平成22年度訓子府町一般会計予算について
- 第23 議案第12号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議案第13号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第25 議案第14号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第15号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第27 議案第16号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第28 議案第17号 平成22年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第29 議案第30号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第30 議案第19号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第18号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第23号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第24号 訓子府町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第27号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第36 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第37 議案第33号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
- 第38 議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第40 報告第1号 定期監査結果報告について
- 第41 報告第2号 出納検査結果報告について
- 第42 報告第3号 所管事務調査結果報告について
- 第43 ———— 所管事務調査について

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

なお、田古選挙管理委員長については、本日から定例会の閉会まで欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

教育行政執行方針

議長（橋本憲治君） 日程第15、執行方針を継続いたします。

昨日からの引き続き、山田教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

教育長（山田日出夫君） 平成22年度教育行政執行方針を述べさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成22年第1回定例町議会の開会にあたり、教育委員会所管の教育行政執行方針について申し上げ、町議会議員の皆さま並びに関係機関、町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の社会は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などが急速に進む中で、社会保障、環境問題、地域間格差の広がり、安全・安心の確保などの様々な課題が生じており、私たちが暮らす地域社会もその影響を受けつつあります。

このような中で、個人が幸福で充実した生涯を実現する上でも、また、よりよい社会の形成者を育成する上でも、未来を切り拓く教育の重要性はより高まっています。

また、地域においては、個性豊かな文化の創造や豊かな地域社会の実現を目指し、個人や地域の自発的な意思を尊重しながら、これまで培った地域の教育力を活かした特色ある教育を推進するとともに「自ら学ぶ力」を育み、主体的にまちづくりに参加するなど、社会全体が連携して教育に取り組んでいくことが求められています。

教育委員会としましては、このような教育を取りまく情勢の変化や改革の動向等をしっかり受けとめ、子ども一人ひとりが希望と高い志を持ち未来に向かって心豊かにたくましく生きぬく基礎となる教育を推進してまいります。

また、だれもが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができるとともに、その学習の成果を適切に活かすことに努めるなど学校教育、社会教育の充実を図り、第5次訓子府町総合計画の基本目標であります「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」を目指した教育行政の推進に努めてまいります。

はじめに『学校教育の充実』についてであります。

新学習指導要領では、これからの次代を担う子どもたちに「生きる力」を育む理念を継承し子どもたちが変化の激しい社会を生きるために「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育てることが求められています。

この新学習指導要領については、小学校が平成23年度から、中学校は24年度にスタートすることから円滑に進むよう準備を進めてまいります。このため、学校は創意工夫を図り特色ある教育活動を展開し、その基盤となる教育環境づくりは学校、地域、関係機関等と連携・協力を図り、充実に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、学習意欲の向上や学習習慣の形成を図り基礎的知識・技能を身に付けさせるなど基礎・基本の定着を図ることが必要であります。このため、道の加配措置と町単独の臨時講師を引き続き配置し、きめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、子どもたちが学校生活を通じて、社会の一員として自覚を高め、規範意識を持つとともに、安心して学校生活を送ることが必要であります。このため、発達段階に応じた道徳時間の充実に努め、学校教育活動全体を通して命を大切にすする心、善悪の判断などの倫理観や規範意識、他人を思いやる心などを育む教育を推進してまいりますとともに、ボランティア活動など地域の人達とふれあう機会の充実に努めてまいります。

また、いじめや不登校問題などは、どこでも起こりうるとの認識の下、児童生徒の発するサインを敏感に受け止め、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校・家庭との連携を図りながら、児童生徒や保護者の不安や悩みを受け止める教育相談体制等の充実に努めてまいります。

さらに、基本的な生活習慣として、幼稚園（保育園）、小中学校・高校の共通目標である「あいさつ（声かけ）運動」を継続してまいります。

健やかな体の育成につきましては、子どもたちがたくましく成長するためには安全の確保や心身ともに健康で体力の向上が極めて重要であります。このため、児童生徒の安全・安心を地域ぐるみで守り育てることが大切であり、家庭・地域・関係機関団体等との連携・協力による、スポーツ少年団等の活動促進や各種安全対策事業の充実に努めてまいります。

また、学校においては、子どもたちが自ら身を守る力を育成するための防犯教室・防犯訓練の実施や危機管理体制の点検など安全対策の充実に努めてまいりますとともに、各種健康診断、健康教育、相談体制の充実に努めてまいります。

安全・安心では、子どもたちが長時間過ごす校舎等の耐震につきましては大変重要ですので、昨年度の訓子府小学校校舎の耐震補強工事に引き続き、本年度は訓子府小学校・居武士小学校の体育館の耐震補強工事を実施してまいります。

特別支援教育につきましては、本年度は訓子府小学校に4学級、居武士小学校には新たに1学級の特別支援学級を設置し、特別支援教育に造詣が深い教員の配置など、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学に努めてまいります。

今後とも、特別支援教育の支援体制の充実に努めるために特別支援教育支援員を訓子府小学校及び居武士小学校に配置し、児童・生徒が減少している中で、特別な支援が必要となる児童の増加、支援内容の多様化や在籍児童学年の拡大などにより、さらにきめ細かな対応に取り組んでいくとともに、幼稚園（保育園）・学校・関係機関等と連携を図り、支援体制の充実に努めてまいります。

教育費の支援につきましては、経済的に就学困難な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、広報活動も含め就学援助などのきめ細かな対応に努めてまい

りますとともに、奨学資金の貸し付けにつきましては、償還期間を延長して負担軽減になるよう配慮してまいります。

スクールバスの運行につきましては、夏季・冬季の運行ダイヤを組むことによって、より効率的な運行を図るとともに、運転者と児童生徒とのコミュニケーションや乗車マナーの指導なども含め、安全運行に努めてまいります。

教職員につきましては、信頼される学校づくりや確かな学力の育成などには、教職員の資質や能力の向上が欠かせないことから、教員には常に研究と修養に努め専門性の向上を図ることが必要であります。このため絶えず主体的に研修を積み重ねていくことができるよう校内研修・学校教育指導訪問の充実や各種研修事業等への支援、参加の促進を図ってまいります。

また、20年度から学校職員評価制度が実施され、教職員の資質能力の向上や保持、学校の活性化が図られておりますので引き続き適切に対応してまいります。さらに、教職員としての自覚を高め、モラルの向上やサービスの徹底、健康管理などの充実に努めてまいります。

国際理解教育では、引き続き語学指導助手を配置し基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。なお、語学指導助手は中学校での活用が主ですが、小学校の新学習指導要領の先行実施として、行われる外国語活動においても積極的に派遣するとともに、幼稚園や高校、さらには公民館講座などの活用により、多くの町民に語学教育や外国の歴史・文化・伝統にふれあう機会を提供してまいります。

情報教育につきましては、児童生徒がコンピュータの基礎的知識や操作方法を習得し、授業における効果的な活用や適切な情報を主体的に収集、選択し活用できる能力を養います。また、携帯電話などの情報機器の正しい使い方やモラルなどを指導し、過度な依存や誤った使用を防ぐとともに、心の発達への悪影響を小さくするよう努めてまいります。

学校は、地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には学校・家庭・地域との連携・協力が不可欠であります。このため、学校は創意工夫し、主体的に開かれた学校づくりを進め家庭や地域に信頼される学校づくりを推進することが求められております。そのため、昨年度からスタートした学校応援団の「学校支援地域本部事業」スクールサポーターとの連携・充実に努めます。

2年目の今年度は、サポーターの拡大に加え、勤労奉仕に限らず子どもたちとのふれ合いを通じて成長に少しでも役立つ事業展開に努めたいと考えます。

また、「学校だより」の全戸配布、「ホームページ」の活用や「公開授業」の実施、さらに、自己評価や外部評価の結果を公表するなど学校評議員、保護者や地域住民の声を活かした学校運営の改善・充実に努めてまいります。

長年、卒業式や入学式の国歌斉唱時に一部の教職員が起立せず、子どもたちへの社会性や規範性さらには国際感覚の育成に悪影響が心配され、大きな教育課題となってきました。

しかし、新学習指導要領の制定、新政権首相や文部科学相の国旗・国歌尊重の国会答弁、さらには、相次ぐ司法の判断、管内全員起立校の増加などを受けて、教育委員会議の議決に基づき初めて全教職員に学校長の「国歌斉唱時起立」の職務命令を発出し、3月の卒業式から全校の全教職員が起立に転じるよう、毅然とした指導を徹底してまいります。

次に各学校等について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、義務教育及びその後の教育の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長のため、家庭・地域・幼稚園が十分な連携を図り、一層の幼児教育の充実に努めてまいります。

昨年度より新幼稚園教育要領完全実施にあたり、本園の新たな教育課程、年間指導計画に沿い歩みをはじめたところですが、本年度につきましては、課題を整理しながらさらに幼児の健やかな成長を促してまいります。

保護者の就労形態の多様化などから、家庭での保育が困難な保護者ニーズに対応して実施しております登園時間や延長保育時間の拡大と延長保育の場所についても、引続き幼稚園で継続してまいりたいと考えております。

特別支援を必要とする園児に対しては従来同様に保育補助員を配置し、幼稚園生活をきめ細かくサポートしてまいります。

各学校や地域との連携交流につきましても保育園や小・中・高等学校、老人福祉施設、今年度開設の子育て支援センターとの交流・連携などにも積極的に取り組んでいくほか、子育ての悩みや子育ての不安が増大している状況を踏まえ、気軽に相談できるよう相談室や園庭を子育て情報交換の場として活用できるような環境にも継続して努めてまいります。

訓子府小学校につきましては、教科用教材、スクールバンド用楽器及び低学年用の椅子・机の更新、さらにはすが漏り等による屋根の修繕や夏期間の暑さ対策としての網戸取付けなど、施設や教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、本年度も引き続き町単独の臨時講師 1 名及び特別支援教育支援員 2 名を配置するなどサポート体制の充実に努めてまいります。

居武士小学校につきましては、教科用教材、図書の充実及び児童用男子トイレを節水型に取り替えてまいりますとともに、今年度から特別支援学級の新設や全学年が複式学級になることへの対応から、町単独の特別支援教育支援員 1 名を配置し、障がい児へのサポートはもちろんのこと、児童一人ひとりの学力向上にも努めてまいります。

訓子府中学校につきましては、本年度も吹奏楽部用の楽器更新のほか、教科用教材等備品の購入、部活動補助や図書の充実などに努めてまいりますとともに、消火栓ホース及びガス漏れ報知器の更新など、施設や教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、町単独の臨時講師を引き続き配置し、各教科・特別活動等の指導体制の充実に努めてまいります。

町から事務の一部委任を受けております保育園の運営につきましては、少子化に伴う入園児数の減少に伴い、保育サービスの充実や保育効果を高めるため、保育園の統合を検討し、保護者や地域のみなさまのご理解をいただき取り組んでまいりました。

その結果、昨年度は昭和 36 年開設以来へき地保育所として開設してまいりました「ひので保育園」について、平成 21 年 3 月をもちまして統廃合いたしました。

また、市街地区にあります季節保育所の「あさひ保育園」につきましても、関係保護者のご理解をいただいたほか、全町にチラシや町内会・実践会の代表者の皆様にお知らせし、本年 3 月をもって統廃合することといたしました。

現在のあさひ保育園舎につきましては、平成 7 年 4 月から旧スポーツハウスの施設を改築し、14 年間にわたり季節保育所として開設してまいりました。これまであさひ保育園

の運営にご支援ご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げますところであります。

今後につきましては、町内に常設保育所のくねっぴ保育園1園となりますことから、昨年度からあさひ保育園の季節保育所に入園されておりました3歳児の園児のみなさんが認可保育所であるくねっぴ保育園に入園していただけるように私的契約制度の活用や希望する3歳児全員が安心して入園していただけるようくねっぴ保育園舎の増改築などの準備を進めてまいりました。

4月からは、町内の保育所は、くねっぴ保育園のみとなりますが、保育サービスの充実に一層努めてまいります。

平成20年度から実施してまいりました早朝受け入れを含めた保育時間の拡大につきましては、保護者の皆さんが安心して働くことができ、ゆとりをもって子育ての喜びを味わうことができるよう今後も継続してまいります。

また、子育て支援の一環として行っております子育てトークの開催や未就園児と保護者が活動する機会を設ける「保育参加」の園開放などについては、今年度開設の子育て支援センターと連携を図りながら進めてまいります。

さらに新たな施設の整備につきましては、給食材料搬入口にフードを設置し保育園給食の衛生管理の充実と作業能率の向上を目指してまいります。

今年度開設の子育て支援センターの運営につきましては、町から事務の委任を受けまして教育委員会が所管することとなります。

本町の子育て拠点施設としての子育て支援センターは、あさひ保育園の統合による空き施設を活用することとし、一部施設の改築などから本年7月にオープンいたします。

子育て支援センターには、2名の職員と併任の保育士を配置し、主に未就園の子どもさんが、のびのびと遊べる場や保護者のみなさんが交流できる場を提供するほか、子育てについての相談を気軽に受けたりすることなどを目的として開設いたします。

事業活動内容は、次の5つの機能を柱として、実施してまいります。

1. 「子育て支援機能」としては、主に未就園児と保護者の方に支援センターで遊んでいただき、他の親子と交流をする場所を提供いたします。

2. 「子育て相談・情報提供機能」としては、子育てについての不安や悩みの相談を受けるほか、支援センターの事業や子育てについての情報をチラシなどにより提供いたします。

3. 「子育て発達相談連携機能」につきましては、発達の遅れや疑いのあるお子さんに対しての相談や必要に応じて関係機関への連絡調整をいたします。

4. 「子育て学習機能」につきましては、幼・保合同の研修会やはぐくみ講座の紹介をはじめ、親子の遊び方などの学習会を行ってまいります。

5. 「子育て一時預かり機能」といたしましては、町内のボランティアグループとの連携により、これまでどおり保護者のみなさんの短時間の用事や研修参加などの個人・集団託児を有償により継続実施してまいります。

これら5つの機能を柱として庁内で検討を重ね、関係団体などと意見交換会や協議を行ってまいりましたが、4月から6月末までの施設改修終了までの間は、従来どおり総合福祉センターうらのふれあいホールにて遊びの広場を中心とした事業を継続し、7月の施設完成後に5つの機能の事業を展開してまいります。

なお、4月から6月につきましては、新しい施設のオープンに備えて職員の研修及び施

設機能の試行などを行ってまいります。

また、新しい施設の周知にも努めてまいります。

学校給食センターにつきましては、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため学校給食法が改正されました。このため、20年度から配置しています栄養教諭をはじめ、すべての教職員が連携・協力して食に関する指導や望ましい食習慣を身に付けることができるよう推進してまいります。

また、学校給食は成長期にある子どもたちの健全な発達のため、衛生的で安全な栄養バランスのとれた食事を提供することが必要であります。今後も献立の工夫をはじめおいしく栄養バランスに心がけた給食の提供を図るとともに、国産・道内産や地場農産品、減農薬野菜などの安全な食材の積極的な活用を引き続き努めてまいります。

さらには、経年劣化している地下タンク関係の修繕及び高圧受電設備の更新も実施してまいります。

訓子府高等学校につきましては、2間口確保に向け数々の要請活動を展開してまいりましたが、大変残念ながら当初の「公立高等学校適正配置計画案」のとおり1間口となってしまいました。しかし、道教委から激変緩和措置として、教員配置に一定の配慮をするとの説明を受けており、生徒の進路希望に応じたコース制の維持などが行われるよう引き続き支援してまいります。

今後の課題としては、以前と同様に生徒の確保が最重要課題であり、引き続き訓子府高等学校教育振興会議等を通じた支援策を講じ、学校の教育活動等と一体となったPRや生徒確保に努力するとともに、存続に向けた積極的な各種施策等を図ってまいります。

次に、『社会教育の振興』についてであります。

「いつでも、どこでも、だれもが自由に学べる生涯学習社会を目指して」を基本理念として、個人やグループなど全ての人が自由に学習できる環境づくりが大きな課題であります。

そのために、町民のあらゆる学習活動への支援や学習の発表の機会提供を図るのはもちろんのこと学校教育と社会教育における情報の共有や事業の連携、生涯学習情報紙「まなべル」発行、チラシ、インターネットなどによる各種事業の情報提供を継続してまいります。

社会教育の推進にあたりましては、単に伝統や習慣を重視するだけでなく、社会情勢を敏感にとらえ、新しい視点と感性をみがきながら努力したいと考えております。

青少年教育につきましては、遊びを通じて野外活動やスポーツ・異年齢集団活動など、子どもたちの放課後や週末の活動拠点として「竹の子クラブ」の実施はもとより、平成17年度から居武士小学校区の児童を対象として、自主的にスタートした「みつばちクラブ」への継続支援を図るとともに、リーダーの養成・研修等を実施してまいります。

また、子どもたちを犯罪から守り安全を確保するための「子ども110番の家・車、安全パトロール隊」事業を継続し、町全体で防犯や子どもたちの安全確保と健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

昨年度の新規事業として、町民の持つ能力や経験の一部を活かしながら、地域全体で学校教育をさまざまな形で手助けしていただくことを目的としてスタートした「学校支援地域本部事業」につきましては、学校の教育活動や学校環境整備などを支援するスクールサ

ポーター（学校支援ボランティア）のご協力により、学校花壇・校庭前松の剪定、登山学習補助などの活動が行われ、初年度の予定を上回る成果を上げることができました。本年度につきましては、より多くの町民の方にスクールサポーターに登録していただき、人と人とのふれあい、結びつきを強めて学校の諸活動を支援し、教職員の負荷を少しでも軽減しながら、子どもたちの心と体の成長を応援してまいります。

青年の学習活動につきましては、青年活動の場の確保と各種研修会や大会への派遣、指導者養成に努めてまいります。特に、昨年度、新規事業として「産業後継者育成基金」を活用した「産業後継者国内研修」につきましては、置戸町と合同で実施し、本町と置戸町の青年が、町内の産業振興やまちづくりを推進していくために国内先進地を訪れ、農業やまちづくりなどで研修先の人々との交流を通じて学習を深め、地域活動のリーダーを養成しているところですが、本年度も継続して先進地の視察研修を実施し、産業の振興はもとより、まちづくりの礎となる若いリーダーの養成に力を注いでまいります。

成人教育につきましては、社会環境の変化により多様化するニーズや課題に対応するため、「公民館講座」や「はぐくみ講座」、「男女共同参画講座」等の開催、さらには自らが様々な課題に取り組むための「マイプラン・マイスタディ事業」への支援をします。また、各講座において必要に応じてできるだけ保育室を設置するなどして、子育て中の親が参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

高齢者教育につきましては、多様化する社会に対応する力や健康的で生きがいを高める自主的な学習活動を行っている「若がえり学級」を支援していきます。また、高齢者のもつ知識と経験などを町の学習・芸術・文化活動や異世代交流などに広く社会参加いただける環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化につきましては、心を豊かにし人生を有意義なものにする芸術・文化の鑑賞機会や学習の場を設けるため、本年度は、隔年度で開催している「町民芸術劇場」や毎年度開催の「音楽の広場」、「秋の文化祭」を開催するとともに、町民有志の自主的な実行委員会を支援するなど努めます。また、本年で60回目を迎える「秋の文化祭」関連の記念事業への支援を行うなど、文化団体・サークル活動への支援及び協力・連携を図りながら、町の文化振興に努めてまいります。

さらに、児童生徒の書道や絵画、工作などの発表する場として「ジュニア・アート・フェスティバル」も継続開催してまいります。

また、歴史館を拠点として、町民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全してまいりますとともに、地域の伝統文化を伝承するため、豊富な知識や経験を有する高齢者の協力を得て、児童生徒などへの「語りべ事業」を展開するとともに、町民の身近な交流・学習の場としての有効活用と効率的な運営に努めてまいります。

さらに、歴史館を会場に図書館が主催する「子ども映画会」を開催するなど、両施設の有効利用も図ってまいります。

部落史発刊補助金につきましては、平成9年度の日出部落史発刊以来補助申請がありませんでしたが、本年度は弥生・柏丘実践会に対して補助してまいります。

公民館につきましては、団体や個人が気軽に芸術・文化そして学習活動を発表できる場としてロビーを開放し、より意欲的で活発な活動ができるように支援体制を図るとともに、利用者懇談会などを開催し、より親しまれる公民館として努力してまいります。

施設整備の面では、視聴覚室の足元の寒さ対策として、床にジュータンを敷くなど、カラオケ愛好者等に少しでも利用しやすい環境づくりに配慮してまいります。さらに、農林産実習室に設置の陶芸窯内の熱線を交換するなど、陶芸の利用者からの要望にも応えてまいります。

また、本年度も昨年度同様、利用予約のない午後5時以降の夜間を閉館にするなど、施設の利用効率を高めながら、経費の節減に努めてまいります。

公民館など多くの町民の皆さまが集う施設につきましては、だれもが健康的に快適に利用していただくため「館内禁煙」を実施してまいります。

図書館につきましては、町民が気軽に利用できるような図書館運営に努めるとともに、蔵書や資料の充実、障がい者・高齢者のための「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続実施してまいります。さらに、幼児期から読書力を高めるための講演会や「読み聞かせ会」やボランティアの育成などを継続してまいります。また「町民の本棚」として、郷土資料の収集・保存に努め、町民からの資料の寄贈、寄付の呼びかけを継続するとともに、「古本市」や各種事業を通じて、図書館利用のPRに努めてまいります。

さらには、他の図書館とネットワーク化されている蔵書検索システムを活用し、町民への広域的な情報提供サービスの向上を図りながら、より親しまれる施設として努力してまいります。

次に、社会体育につきましては、スポーツ人口の底辺拡大や健康・体力づくりのために、各種スポーツ教室や管内・全道規模の「オホーツク玉入れ選手権大会」、「KAPPAマスターズ水泳大会」を継続開催するとともに、スポーツセンターや温水プールの体育施設を活用しての「生涯健康づくり促進事業」を関係課と連携を図りながら年間を通じて実施し、町民の健康に対する意識がさらに高まるよう努力してまいります。

地域の教育力を生かし、学校の体育授業に地域の指導者を派遣している「地域スポーツ指導者派遣事業」は、「学校支援地域本部事業」と連動させながら継続実施するとともに、各種スポーツ団体活動の促進、指導者の養成や研修会等への派遣事業を進めてまいります。

次に、スポーツセンターや温水プールをはじめとする各種体育施設の維持管理につきましては、平成21年度から町が進めている財政健全化戦略プランを実行するため、さらなる経費の節減に努めますが、町民みんなの財産として今まで以上に利用者が安全で快適に喜んでご利用いただけるような環境づくりに十分に配慮しながら、体育施設の運営に努めてまいります。

また、施設の整備につきましては、温水プールのプール室内天井診断事業やパークゴルフ場EFコースの芝生の生育に必要な目土事業を実施するなど、環境整備に努めてまいります。

社会教育施設とともに、体育施設でも「館内禁煙」により、健康増進の目的に合致するようにしてまいります。

社会教育・社会体育に関連する団体への支援につきましては、文化連盟、体育協会、青少年団体、成人団体など自主的な文化・スポーツ活動を行っている各種団体や町内で開催される管内規模以上の大会等に対して補助を継続してまいります。

以上、平成22年度の教育行政に係る主要施策等について申しあげましたが、町内外を

取り巻く厳しい諸情勢等を十分認識し、その執行にあたりましては、町民の皆さまの期待と信頼に応え、学校、家庭、地域、関係機関団体等と一体となって、地域に根ざした教育行政の推進に努めてまいりますので、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの深いご理解とご協力を心からお願い申しあげ、平成22年度の教育行政執行方針といたします。

議長（橋本憲治君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

議案第35号、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第22号、議案第20号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

議長（橋本憲治君） この際、日程第16、議案第35号、日程第17、議案第25号、日程第18、議案第26号、日程第19、議案第29号、日程第20、議案第22号、日程第21、議案第20号、日程第22、議案第11号、日程第23、議案第12号、日程第24、議案第13号、日程第25、議案第14号、日程第26、議案第15号、日程第27、議案第16号、日程第28、議案第17号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第35号から順次説明願います。

幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 議案書の88ページをお開き願います。

議案第35号 季節保育所の廃止について、提案説明をさせていただきます。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）第3条に規定により、季節保育所を廃止することについて議会の同意を求めます。

このたびの季節保育所の廃止につきましては、下段の説明にありますように、保育所の統合により、季節保育所であり「あさひ保育園」を廃止するにあたり、議会の同意を求めます。

記以下について、ご説明いたします。

施設の名称は、あさひ保育園。

施設の場所は、訓子府町旭町71番地。

廃止時期は、平成22年3月31日。

廃止の理由は、保育所を統合するためでございます。

以上、議案第35号 季節保育所の廃止について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の72ページをお願いいたします。

議案第25号 訓子府町季節保育所条例を廃止する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町季節保育所条例（昭和35年条例第19号）を廃止する条例を制定しようとするものであります。

季節保育所（あさひ保育園）は、先ほど、議案第35号でもご説明しましたように、保

育所を統合いたしますことから、施設を廃止することとし、あわせて訓子府町季節保育所条例を廃止しようとするものであります。

記以下ですが、訓子府町季節保育所条例を廃止する条例。

訓子府町季節保育所条例（昭和35年条例第19号）は、廃止する附則であります。が、この条例は、平成22年3月31日から施行するものであります。

以上、議案第25号 訓子府町季節保育所条例を廃止する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 議案書の73ページをお開きください。

議案第26号 訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

議案第26号 訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町地域集会所設置条例（昭和59年条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、現在、あさひ保育園として、活用している施設であります。が、この施設は、同時に東地域集会所としての用途も兼ね備えた施設でございます。実際には、集会所としての活用はしておりませんので、あさひ保育園が本年3月31日で閉園し、その後、子育て支援センターとして、活用することになっていることから、集会所としての用途も廃止するものでございます。

それでは、改正条文でございますが、第2条中「東地域集会所 訓子府町旭町71番地」を削るものでございます。

附則として、この条例は平成22年3月31日から施行するものであります。

以上、訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 子育て支援センター開設準備室長。

子育て支援センター開設準備室長（菅野 宏君） 議案書の78ページをお開き願います。

議案第29号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例を次のように制定しようとするものでございます。

79ページの条例案をご覧ください。

はじめに、条例の名称であります「訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例」といたします。

第1条では、目的及び設置として、児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、幼児又は児童及びその保護者が相互に交流し、子どもの健やかな育ちを支援する施設として、訓子府町子育て支援センターを設置することを規定しています。

第2条では、名称及び位置として、名称は、訓子府町子育て支援センターとし、位置に

つきましては、訓子府町旭町7番地と規定しています。

第3条では、職員として、子育て支援センター長のほか、必要な職員を置く規定として
います。

第4条では、子育て支援センターが実施する5つの機能を事業として規定しています。

第1号として、子育て支援に関すること。

第2号として、子育て相談・情報提供に関すること。

第3号として、子育て発達相談連携に関すること。

第4号として、子育て学習に関すること。

第5号として、子育て一時預かりに関すること。

最後に、第6号として、その他必要と認められる事業に関することを規定しています。

次の第5条では、支援センターの使用料について規定し、使用料は無料としています。

第6条では、使用者が故意又は重大な過失により、施設や設備を破損した場合の損害賠償を規定しています。

第7条では、必要な事項は規則で定めることができる旨、規定してございます。

附則であります。この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

続きまして、議案書の67ページをお開き願います。

議案第22号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

このたびの条例の一部につきましては、下段の説明にありますように、季節保育所の廃止と子育て支援センターの設置に伴うものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

まず、第2条第6号口中（季節保育所を含む。）を削り、同条に（12）号として「子育て支援センター 2月以上」を加えるものです。

さらに、第3条第7号中（季節保育所を含む。）を削り、同条に（12）号として「子育て支援センター」を加えるものです。

附則であります。この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、季節保育所の字句を削除いたします。第2条第6号口と第3条第7号の改正規定については、平成22年3月31日から施行するものでございます。

以上、議案第22号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

さらに続きまして、議案書の65ページをお開き願います。

議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30

号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

このたびの条例の一部改正につきましては、下段の説明にありますように、子育て支援センターの設置に伴い、特別職の職員として「子育て支援センター長」の報酬及び費用弁償を支給するための条例改正ですが「幼稚園 園長」の字句につきましてもあわせて改正するものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

別表3中「幼稚園 園長」を「幼稚園長」に字句を改め、その表の下に「子育て支援センター長」を加え、報酬の額や旅費の額につきましても、上段の幼稚園長と同じく支給するため改めるものでございます。

附則であります、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 新しい予算に入ります前に休憩をとりたいと思います。

午前10時30分まで休憩にしたいと思います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第11号、平成22年度の予算書になります。開いていただきたいと思います。

企画財政課長。

企画財政課長(山内啓伸君) 議案第11号 平成22年度訓子府町一般会計予算について、提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております「各会計予算案の説明資料」と「予算書」の2冊によって説明いたします。

なお、説明の中で、前年あるいは昨年と表現する部分につきましては、平成21年度を本年度と表現する部分につきましては、平成22年度を指しておりますので、そのようにお聞き取りいただきたいと思います。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思います。

1ページは、予算編成の基本に触れておりますが、本町の歳入の半分を占める普通交付税については「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設により、増額しているものの大きな好転は見込めない状況といえます。

一方、歳出では、公債費やこれに準ずる債務負担行為に係る償還費の割合が改善はしているものの高い水準で推移しておりますので、依然として、厳しい財政運営が続くといえます。

こうした中で、本年度の予算編成に当たりましては、行政改革プランや財政健全化戦略プランに沿った歳入歳出の見直しを行ったほか、町民生活に与える影響を配慮した中で、真に町民に必要な事業の選択実施と最少の経費で最大の事業効果を上げることに重点

を置き、財政健全化を目指すことを基本に、所要の経費を計上しました。

この結果、本年度の一般会計の予算総額は、39億6,560万円となっており、前年度予算と比較し、0.3%の減という結果となっております。ただし、このうち3億円は基金運用分であり、実質的な一般会計予算は、36億6,560万円と非常に小さな規模といえます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5ページのとおりでありますが、歳出では、総務費において、基金運用のための備荒資金組合負担金計上など前年より113.3%の増加、民生費では、国保会計への繰出金の増加や子ども手当の新規計上などから10.4%の増となっており、衛生費では、代替水源施設整備事業関連で水道事業会計出資金の増加により、25.9%の増となっております。

逆に、農林水産業費では、農業農村整備予算の大幅削減の影響で24.8%減少しているほか、教育費においては、訓子府小学校校舎の耐震補強工事完了に伴い34.5%減少しております。

8ページには、人件費の資料を載せておりますが、一番下の合計欄の右から4列目にありますように、本年度は8億1,778万9,000円が一般会計と特別会計の人件費総額であり、本年は下から3段目の退職手当組合負担金の3年毎の事前納付精算に当たり、追加精算となったことから大きく増加しており、その影響から全体で前年度と比較して2,297万6,000円の増となっております。

次に9ページをご覧ください。

この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでございますが、表の下から5段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で19億1,452万2,000円となりますが、別に備荒資金組合に3億円を超過納付積立てすることとしております。

10ページからは、投資的事業を、14ページからは、補助奨励費を、19ページからは、扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしております。

50ページ以降には、事業箇所図を添付しておりますので、それぞれご覧をいただくこととし、予算書における説明は、これら資料の内、新規事業など特別なものについてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

それでは予算書によって、説明をしまいたしますので、予算書の2ページをお開きください。

議案第11号 平成22年度訓子府町一般会計予算であります。平成22年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。第1条では予算総額を39億6,560万円としております。

また、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから12ページにあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについては、ご覧をいただくこととし、その内容については、後ほど17ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

2ページに戻りまして、第2条と第3条は、債務負担行為と地方債について定めておりますが、これについては、後ほど第2表と第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借入れすることができる一時借入金の限度額を昨年度同額

の10億円と定めております。

次に13ページをご覧くださいと思います。

第2表は、本年度の債務負担行為について、ご承認をいたごうとするものでありますが、本年度は3項目ございます。

まず、1項目目の季節労働者の生活資金につきましては、その貸付金の利子補給と損失補償であります。期間は2カ年度であり、限度額については、それぞれ限度額欄に記載のとおりであります。

次に、2項目目の農業経営基盤強化資金の利子補給につきましては、平成47年度まで毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度としております。

次に、3項目目にあります訓子府高等学校入学生通学支援対策事業につきましては、総額760万4,000円を限度額とし、期間は本年度から平成24年度までとしております。

次に、14ページは、第3表 地方債であります。本年度に予定しております8件の事業等に係る地方債の借入限度額について定めるものでありますが、本年度は総額で2億3,380万円を借り入れしようとするものでございます。

15ページと16ページについては、歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、これは、ご覧をいただきたいと存じます。

17ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと思ひます。

それでは、歳入の説明に入ります。

まず、町民税の1目、個人では、昨年の均等割の実績人数を参考に計上したほか、所得割においては、昨年と同様に税率を6%とし、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分として、97万6,000円を減額計上してあります。その結果、現年課税分総額では、課税所得そのものの減少が見込まれる状況から、前年より約1,200万円少ない1億9,642万5,000円の計上となっております。

次に、18ページにまいりまして、1目の固定資産税では、前年より約300万円多い2億1,486万4,000円の計上となっております。

次に、20ページにまいりまして、1目の町たばこ税では、本数が減少傾向であり、前年より約250万円少ない3,423万3,000円の計上となっております。

次に、23ページの地方揮発油譲与税から31ページの地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画を参考に計上したものでありますが、23ページの地方揮発油譲与税は、道路特定財源及び暫定税率廃止に伴い、25ページの地方道路譲与税から振り変わったものであります。31ページの地方特例交付金には、自動車関連減税影響分と子ども手当分が新たに算入されたため増額となっており、32ページの特別交付金については、恒久減税激変緩和措置により、平成21年度までとなっていることから、廃目となっております。

次に、33ページの地方交付税についてであります。まず、普通交付税につきましては、前年度実績を基に、公債費と事業費補正は起債償還見込みなどに基づき増減調整を行ない、その他の経費については、前年度実績の3%減で基準財政需要額を見込み、基準財政収入額については、前年度実績並で見込んだ結果、前年より5,000万円多い19億

円を計上しております。特別交付税につきましては、前年決算見込み額の1億3,000万円を計上し、地方交付税の予算額は、20億3,000万円となっております。

次に、35ページの1目、農林水産業費分担金につきましては、農業農村整備予算の大幅削減の影響で昨年より約3,000万円少ない1,498万7,000円の計上となっております。

36ページにまいりまして、1目、民生費負担金につきましては、説明欄に記載の事業利用実態を基に、昨年より460万円ほど多い2,121万8,000円を計上しております。なお、昨年まで計上しておりました地域活動支援センター事業費負担金につきましては、就労継続支援B型への移行により廃止となり、配食サービスは利用者増を見込み増額し、常設保育所利用者負担金は、あさひ保育園との統合による園児増から前年より480万円増の1,620万9,000円の計上しております。

次に、37ページの2目、民生使用料で、昨年まで計上していた季節保育所保育料については、統合により廃止されています。

また、2節、温泉施設使用料につきましては、入湯税と同様、利用客が減少しておりますので、前年より40万円ほど少ない1,315万円の計上となっております。

次に、6目、土木使用料の3節、住宅使用料にあります定住促進住宅使用料319万6,000円につきましては、昨年新たに2棟4戸を整備したことにより、前年比約185万円の増額で見込んでおります。

38ページの7目、教育使用料の1節、幼稚園使用料につきましては、園児の減が見込まれることから、昨年より170万円少ない1,522万5,000円の計上でございます。

次に、39ページの2目、衛生手数料の一番上にあります廃棄物処理手数料では、これまでの実績等を参考にし、前年より50万円ほど少ない1,246万8,000円を計上しております。

次に、40ページの1目、民生費国庫負担金にまいりまして、1節、社会福祉費負担金にあります障害者福祉費負担金につきましては、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対する国庫負担金であり、説明欄に記載しているとおり各事業の歳出予算の2分の1の額を計上してございます。訓練等給付費の大幅増により、昨年度を約340万上回る5,749万5,000円の計上でございます。

2節から6節までは児童手当に係る負担金で、7節、子ども手当負担金は本年度から新たに支給される子ども手当に係る負担金であり、負担率は説明欄に記載のとおりであります。

8節、児童手当及び子ども手当特例交付金につきましては、0歳から小学校修了前までの所得制限を越える該当者分の負担金であります。

9節、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保事業の保険者支援分として、交付されるもので、道費負担金と合わせて国保会計に繰り出しするものであります。子ども手当の新設により、目全体で昨年度から5,540万円の増額となっております。

次に、42ページにまいりまして、1目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金につきましては、子育て支援センター新設に伴い350万円ほど多い410万円の計上であり、これについては、賃金等センター運営費に充当されま

す。

3目、土木費国庫補助金につきましては、本年度「訓子府町耐震改修促進計画」を策定することから、全額の400万円が計上されたことと除雪用トラックの購入補助2,100万円の計上のため、前年より約1,950万円多い4,075万円の計上となっております。

4目、教育費国庫補助金では、訓小校舎耐震補強事業の完了により、大幅減となっております。

また、訓小、訓中とも準へき地指定校の指定が外れることから、へき地児童援助費等補助金が昨年度予算で合せて4万4,000円でしたが、本年度から廃止となっております。

一番下の廃目となった事業は、地デジ中継局にかかる補助金分でございます。

次、44ページにまいりまして、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金にあります3項目目の障害者福祉費負担金2,874万7,000円の計上につきましては、国庫負担金と同様、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対するものであり、説明欄に記載しておりますとおり道の負担率は4分の1となっております。

その下の2節から次ページ5節につきましては、児童手当に対する道の負担金であり、6節は子ども手当に対する負担金であります。

7節、国民健康保険基盤安定負担金については、国税の低所得者軽減額の4分の3と保険者支援金の合算額が交付されるものでありまして、前年より50万円ほど多い1,713万6,000円の計上となっております。

その下の8節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金1,251万8,000円につきましては、広域連合に納付する保険料等負担に含まれる低所得者の保険税軽減額の4分の3が、道の負担金として、交付されるものですが、この拠出金と残りの町費負担分4分の1を加えた1,669万1,000円については、事務費と合わせて、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しすることになるものであります。

次、46ページの道補助金にまいりまして、1目、総務費道負担金では、昨年度採択され、地域再生チャレンジ交付金として、補正計上いたしましたが、名称が変更となり、地域づくり交付金として、当初予算で計上し、担い手対策事業などに充当いたします。

2目、民生費道補助金の1項、社会福祉費補助金では、地域活動支援センターの就労継続支援B型への移行により、本年から計上がなくなっていることから、昨年より250万円少ない811万6,000円の計上となっております。

2節、児童福祉費補助金では、子育て支援センターの開設経費として、一番下になりますが150万円の計上となっております。

次に、47ページにまいりまして、3目、衛生費道補助金では、妊婦健康診断の事務補助が、昨年度は補正予算対応でしたが、本年度は142万5,000円を当初予算計上となっております。

4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金では、農地・水・環境保全向上対策事業費補助金を当初予算で計上しており、2節、林業費補助金では、豊坂の沢小規模治山事業に係る補助金750万円が、新たに計上となっております。

5目、商工費道補助金の1節、商工費補助金では、昨年度は年度途中で補正対応した3事業につきまして、本年度は当初予算での計上となっております。緊急雇用創出推進事業

補助金は、短期雇用となりますが、保安林整備で3名、居武士小学校・訓子府中学校臨時講師各1名、スポーツ施設屋外管理1名の人件費に充当されます。その下のふるさと雇用再生特別対策事業補助金は、昨年に引き続き、町有林立木調査3名の人件費などに充当されます。

48ページにまいりまして、1目、総務費委託金の3節、選挙費委託金で、知事・道議会議員選挙委託金が新たに計上されており、4節の統計調査委託金につきましては、本年度、国勢調査の実施に伴い、昨年より200万円ほど多い399万2,000円予算計上となっております。

50ページの2目、不動産売払収入では、鉄道跡地売却終了により、科目計上となっております。

次、52ページにまいりまして、1項の基金繰入金につきましては、総額では前年より1億5,500万円ほど多い3億8,446万3,000円の計上となっておりますが、1目、財政調整基金繰入金2億円と2目、社会資本整備基金繰入金1億円、合計3億円については、備荒資金組合への運用替えであり、実質的な基金の繰り入れは、8,446万3,000円で大幅減となっております。

次、53ページにまいりまして、3目、介護保険特別会計繰入金408万8,000円につきましては、地域包括支援センターの職員人件費を一般会計で支出していることから、ルール計算により介護保険会計から繰り入れするものであります。

59ページに参りまして、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金の持続的農業・農村作り促進特別対策事業推進交付金1,248万円の計上につきましては、道営畑総事業の受益者負担軽減のために交付される道費補助分が、北海道土地改良団体連合会経由で交付されるものでありまして、国の事業予算削減の影響から昨年より大きく減少しております。

次に、60ページに参りまして、5目、雑入で、前年より750万円ほど少ない4,868万2,000円の計上となっております。増減の主なものを申します。まず、減額になるものとしましては、いきいきふるさと推進事業助成金の当初予算を見送ったことと新エネルギービジョン策定事業の終了であります。

新規計上になったものとしましては、上から4項目目に、地上デジタル放送事業者償還金161万1,000円を計上しております。これは、昨年実施した地デジ中継局整備事業補助残分を過疎債充当しており、交付税措置されない本町負担分について、民放4社で負担するものです。

また、下から6つ目の経営安定化対策基盤整備緊急支援事業助成金として、149万円の計上につきましては、補正予算でも説明いたしましたが、土地改良事業負担金償還に係る利子助成で、昨年度途中で制度化されたものであります。

次に、61ページにまいりまして、町債についてであります。14ページの第3表で説明をいたしましたとおり8件分の町債で、合わせて2億3,380万円の計上となっております。内訳としましては、過疎債が6事業で2,140万円、臨時財政対策債が1億6,800万円、上水道整備事業債が4,440万円となっております。なお、上水道整備事業債につきましては、50%が交付税措置されることとなっております。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、62ページからは歳出の事項別明細書になります。

なお、歳出におきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、62ページの1款、議会費をご覧ください。

議会費では、手当の見直しによる議員人件費の減などにより、議会費全体で前年より46万円ほど少ない3,695万9,000円の計上となっております。

続きまして、2款、総務費にまいります。

まず、66ページ、一般管理費の経費区分6、庁舎等維持管理経費の11節、需用費にあります燃料費と光熱水費につきましては、昨年当初予算計上時と比較して、単価が大幅に下がっている関係から減額計上となっており、これは、他の施設でも同様の理由で昨年よりも減額となっておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

次に、経費区分7、姉妹町交流事業では、昨年の交換留学や特産品宣伝紹介事業に加え、本年度は一般町民を対象とした派遣交流事業を充実することとし、これに係る交付金と旅費を増額した結果、前年より50万円ほど多い174万5,000円の計上となっております。

次、67ページにまいります。経費区分10、各種基金積立金では、利息分に加え社会資本整備基金に2,000万円、新設した地域活性化に結びつくソフト事業に充当する地域活性化基金に3,000万円を予算積立するとともに、次の経費区分11では、基金運用のため北海道市町村備荒資金組合に負担金として、3億円を計上しております。

次、69ページにまいります。財政管理費では、公会計システムの導入業務が終了したことから、大幅な減額計上となっております。

次、70ページにまいります。財産管理費では、鉄道跡地用地の境界測量が終了したほか、墓地用地の取得事業が昨年度で終了したことから、昨年より2,000万円ほど減少して全体で1,367万1,000円の予算計上となっております。なお、売却した鉄道跡地のうち大町区域について、本年度砂利を撤去することから、機械借上料を計上しております。

次、73ページにまいります。公有林管理費の経費区分1、町有林管理事業、12節の火災保険料につきましては、本年度の火災保険料の更新面積が、多いため前年より120万円ほど多い145万9,000円の計上となっております。

また、13節、委託料の管理業務については、昨年に引き続き町有林のツル切り・枝打ち業務を季節労働者の雇用対策を兼ね実施しようとするものであります。

経費区分2と経費区分3の町有林整備事業につきましては、それぞれ施業計画に基づき造林事業を実施するものであります。その中で経費区分2の13節、町有林立木調査等管理業務1,455万4,000円につきましては、昨年度途中から実施している3ヵ年事業で、森林組合への委託事業であり、国のふるさと雇用再生特別対策事業補助金を活用し3名の長期雇用を実現しております。

75ページにまいります。保安林管理費の経費区分2、保安林整備事業の13節、森林環境整備業務では、国の緊急雇用創出推進事業補助金を活用し3名を短期雇用し、防風林のツル切り、枝打ち等を実施するもので、306万9,000円を新たに計上しております。

次、76ページにまいります。住民活動費につきましては地上デジタル放送テレビ中

継局整備工事の完了により、予算が5,750万円ほど減少しています。また、77ページ、経費区分2、住民活動促進事業では19節、3段目の町内会連絡協議会活動費補助金以下4事業については、昨年まで交付金としておりましたが、事業の性質上、補助金に名称変更するとともに、各町内会活動費補助金及び各実践会活動費補助金については、財政健全化戦略プランに基づき減額計上してございます。

次、81ページにまいりまして、住民安全対策費の経費区分1及び2の19節の一番下になります交通安全協会補助金、防犯協会補助金については、財政健全化戦略プランに基づき減額計上しています。

次、83ページにまいりまして、企画費の経費区分1、地方交通対策経費の13節、委託料にありますバス待合施設設置業務242万2,000円につきましては、日出市街地区の2箇所にバス待合小屋を設置するためのものでございます。

また、町内移動交通システム試験運行業務委託60万円につきましては、本年度試験運行する乗合タクシーの事業者への調査業務委託であり、オペレーターの雇用時間延長分などを想定し、月5万円を見込んで予算計上しております。

19節のバス通学定期等運賃補助794万につきましては、通学定期については、3分の1の補助であり、通院は昨年が月5回以上利用を対象としていましたが、本年度は3回に緩和して、これについては、運賃の4分の1を補助しようとするものであり、実績に基づき減額計上しております。

経費区分3、企画一般経費の19節、北網地域活性化協議会負担金の102万9,000円の計上につきましては、道費と2市8町で総額2億円を観光振興を主体とし、平成25年度まで計画的に実施する広域事業でございます。本年度は、北網10市町プロモーションのBS1時間番組2本を製作放送する経費5,000万円と首都圏での物産PR事業600万円の2事業に係る本町負担分の計上であります。

経費区分4、まちづくり推進一般経費の8節、報償費の60万の計上につきましては「まちづくり委員会」の協議の中で、住民参画のために常設組織が必要との見解が出され、それらの仕組みづくりのためのアドバイザーに対する謝礼などの予算計上してございます。

加えて、19節、負担金、補助及び交付金では、新たに派遣研修経費を計上しております。

また、昨年に引き続き元気なまちづくり総合補助金として、2団体分100万円を計上しております。

次に、87ページにまいりまして、税務総務費では、経費区分1、固定資産評価経費の13節、委託料については、平成24年度評価替えに向けた固定資産税標準地鑑定業務に係る委託経費として、新たに284万6,000円を計上しております。

次、91ページにまいりまして、戸籍住民登録費では、18節、公的個人認証サービス用機器33万5,000円を計上しておりますが、現機器のメーカー補償切れ及び行政システムオンラインのセキュリティ強化により、全国的に足並みを揃え、対応機器を更新するものであります。

次、101ページにまいりまして、統計調査総務費につきましては、本年度は国勢調査があるため、経費区分1として、別途392万円を予算計上しております。

続きまして、3款、民生費にまいります。

ここで、時間の関係から再度、お断り申し上げたいと思いますが、各団体への補助奨励費や扶助費の内容及び前年度との比較につきましては、別冊でお配りしております各会計予算案の説明資料にまとめておりますので、これらに係る説明は特徴的なもののみとさせていただきます。

それでは、105ページ、社会福祉総務費の経費区分2、国民健康保険特別会計繰出金では、前年より増額計上となっておりますが、これは、国保会計の収支不足額3,598万2,000円を一般会計で補てんすることによるものであります。

次、106ページにまいりまして、経費区分10の自立支援サービス事業の20節、訓練等給付費が前年より780万円増加していますが「きらきら本舗」の就労継続支援B型移行による増となっております。

次、107ページにまいりまして、経費区分11の地域生活支援事業の13節、委託料については、移動支援事業、日中一時支援事業の利用者・利用料の増により、全体で230万円ほど増の339万5,000円の計上であり、昨年まで19節で計上していた地域活動支援センター運営費補助金は、先ほど説明のとおり就労支援事業所に移行するため、計上されておられません。

109ページにまいりまして、老人福祉費の経費区分3、敬老事業につきましては、開催方法について協議し、節目の方を対象とし、食事をしながら参加者同士が交流できる内容としており、参加者の増を見込んで総額76万1,000円を計上しております。

経費区分4、訓子府福祉会支援事業の訓子府福祉会交付金につきましては、債務負担行為の議決をいただいております「くねっぶ静寿園」の建設事業等の借入金償還金に対する交付金であり、これについては、元年借入分償還が終了したことから、1,250万円ほど減額となっております。その下のくねっぶ静寿園施設改修費補助金270万円につきましては、暖房配管設備の改修工事に対する補助金でございまして、予定事業費811万円の3分の1を補助しようとするものでございます。

次、110ページにまいりまして、経費区分7、高齢者在宅サービス事業にあります11節、需用費が120万円ほど減となっておりますのは、ガス警報器の取替修繕事業の終了したことによるものでございます。

また、13節、委託料では、配食サービスの増が見込まれることなどから、全体で昨年より85万円ほど多い830万9,000円を計上しております。

次、111ページにまいりまして、経費区分13、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、歳入、民生費道負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金で説明しました保険基盤安定拠出金分1,669万2,000円に、事務費分489万4,000円を加えた2,158万6,000円の計上となっております。

次、116ページの児童福祉総務費では、あさひ保育園の統合に伴い、季節保育所運営関連予算がなくなっていることから、昨年と比較して大幅減となっております。

120ページの児童福祉施設費では、あさひ保育園の統合に伴い、常設保育所運営に係る経費は全体で昨年よりも180万円ほど多い3,543万1,000円となっております。

次、122ページの児童措置費では、子ども手当創設により、全体予算で昨年より大幅増の9,103万5,000円の計上でございます。

次、126ページの子育て支援センター費では、本年度開設するセンターのトイレ改修、廊下間仕切り、クロス張替えなど施設改修経費、ベビーベット、絵本棚など備品購入経費、センター長、臨時保育士1名分の賃金など運営経費を新たに計上するもので、合計1,429万3,000円の計上でございます。

続きまして、4款、衛生費にまいります。

まず、129ページ、保健衛生総務費の経費区分5、育児支援事業につきましては、子育て支援センター開設により遊びのひろば予算の組替計上により、昨年から50万円ほど減額となっております。

130ページにまいります、経費区分8、保健衛生一般経費では、7節で職員の育児休業に伴い臨時栄養士16日分の賃金を計上しております。

131ページにまいります、経費区分10、水道事業会計出資事業では、本年度実施する代替水源施設整備事業1億3,343万1,000円の3分の1を水道会計に出資するものでございます。

次、133ページにまいります、経費区分3、検診・検査事業の13節、委託料では、子宮ガン・乳がんの無料検診枠を拡大するとともに子宮がんの自己負担額を引き下げて受診率の向上を図り、また、新たに肺がん発見率の高いヘリカルCT検査助成を実施し、総体の医療費抑制につなげるため、昨年よりも110万円ほど多い692万5,000円を計上しております。

134ページにまいります、経費区分4、健康相談・健康教育事業では、管理栄養士による個別相談・健康教育や生活習慣病予防教室を実施することから、昨年より24万円多い80万8,000円の計上となっております。

次、143ページにまいります、し尿処理費の経費区分1、し尿処理事業では、昨年当初予算では19節で計上しておりましたが、6月議会で組み替えしたとおり土地・建物が、北見市に帰属している関係上、スクラムミックス事業し尿等処理委託料として、1,150万4,000円を計上しております。

また、経費区分2のし尿施設整備事業では、し尿処理施設整備に係る事業費の本町負担分として1,34万2,000円の計上でございます。

5款、労働費は例年と大きく変わりありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、6款、農林水産業費にまいります。

まず、151ページにまいります、農業振興費では、経費区分2、農業振興事業の19節、農業技術対策事業費補助金で、にんにくの産地化形成のため種子代助成として、新たに計上したことから、昨年と比較して88万円増の148万円の計上であり、その下の農業振興対策事業費補助金は、昨年度途中から実施しておりますが、スノーマーチ振興経費の計上のため、20万円増の100万円の計上となっております。

22節の一番下、気象(湿害)災害対策資金利子補給として、117万3,000円を計上しております。これは、昨年12月の第4回定例町議会で債務負担行為のご決定をいただいたものであり、融資総額9,805万円、被災農業者39戸に係る利子補給でございます。

経費区分3、農業後継者育成事業の農業振興連絡協議会負担金40万円につきましては、昨年度から取り組んでおります戦略的・大学連携支援事業の北大サテライトに係る負担

金であります。

経費区分4、農業振興対策一般経費の19節、北見地区農業振興連絡協議会負担金につきましては、昨年より160万円ほど少ない86万8,000円の計上となっております。これにつきましては、牛の哺育センターに係る負担調整が昨年限りだったため、減額となるものであります。

次に、153ページにまいりまして、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業では、19節、下から3段目ですが、乳牛導入100周年記念事業費補助金として、記念誌発行、式典開催経費に5万円を補助することとし、また、その下の酪農実習生受入推進事業費補助金10万円の計上につきましては、この事業が酪農家の労働負担の軽減にとどまらず、農業後継者の配偶者対策としての効果にも大きく期待ができることなどから、本年度改めて計上させていただいたものであります。

次に、155ページにまいりまして、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業につきましては、国の事業予算削減の影響から、昨年より大きく減少しております。特に、2地区ございます道営畑総事業につきましては、本年度で事業完了予定でしたが、この予算規模では、先送りは確実な状況となっております。

一番下の経営安定化対策基盤整備緊急支援事業補助金は、土地改良事業に係る負担金償還金の利子助成で、全額補助となっております。

156ページの経費区分3、農業基盤整備一般経費の4節、共済費及び7節、賃金の新規計上については、次期畑総事業採択に向けた計画策定、申請業務等による事務量増を見込み臨時事務員雇用に係る経費を計上したものであり、19節、用水路分離サイホン整備事業負担金につきましては、土地改良区で実施する清住地区の川南幹線用水路サイホン整備調査設計費の50%、100万円を計上するものでございます。

経費区分4、下水道事業特別会計繰出金につきましては、繰上償還に伴う借換債の借入れが前年度で完了したことなどにより、昨年より900万円ほど少ない8,908万7,000円の計上となっております。

次に、159ページにまいりまして、農業交流センター費の8節、報償費では、交流センターを核とした地産地消の取り組みや農業者を中心とした交流プロジェクトの企画・立案・実施に係る講師への謝礼として、24万円を計上しております。

次に、161ページにまいりまして、牧場費では、経費区分3で、調査設計を終えて、本年度から着工する道営草地整備事業に係る負担金として、500万円を計上してございます。

次に、165ページにまいりまして、林業振興費の経費区分4、小規模治山事業は、現在、道費で実施中の豊坂の沢治山事業の効果をより一層高めるため、その上部に位置する箇所での治山事業について、道の2分の1の補助を受けて、工事を実施するもので、総額1,500万円を計上しております。

続きまして、7款、商工費にまいります。

167ページにまいりまして、商工業総務費では、消費者相談業務の充実を図るとともに、被害防止のためのパンフレットを配布することとしており、総額で昨年より60万円ほど多い66万7,000円の計上でございます。

次に、169ページ、商工業振興費の経費区分4、新エネルギー導入促進事業として、総

額 20万7,000円を計上しております。これは、新エネルギーに係るビジョン策定が終了したことから、本年度は公共施設における新燃料用ボイラーの導入に向けた調査経費を計上しております。なお、この予算については、本議会中に追加提案を予定していません国の補正予算事業である「緑の分権改革推進事業」による新エネルギービジョン実証調査の状況を見定めた上で、実施することとしているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、8款、土木費にまいります。

173ページの車両運行管理費では、経費区分5で冬道の安全確保のため、除雪用トラック導入経費として、3,520万1,000円を計上しております。

次に、177ページの道路維持費、経費区分1の町道補修事業につきましては、21年度繰越事業として、振替えて、舗装道路補修532万4,000円を計上しておりますので、実質は前年度より300万ほど増額となっております。

経費区分2、町道除排雪事業及び経費区分3、町道維持管理事業で、町職員の退職に伴い臨時職員1名を雇用することから、前年度よりも増額計上となっております。

次、179ページにまいりまして、道路新設改良費では、新規事業がないことから予算計上は大きく減少しております。

なお、繰越事業として、道路新設改良事業2,650万円を補正計上しております。

次、183ページにまいりまして、河川総務費では、日の出排水整備事業完了により、大幅減となっておりますが、これにつきましても繰越事業として、河川改修整備事業500万円を補正計上しております。

次、185ページにまいりまして、公園費では、全体で昨年より100万円ほど多い1,743万2,000円の計上となっておりますが、これにつきましては、経費区分1のレクリエーション公園管理事業の18節、維持管理用備品として、手押し式芝刈り機47万3,000円の計上。それと経費区分2の各公園施設等管理事業の13節、委託料の2項目目にあります中央公園樹木枝払い業務48万6,000円の計上が要因となっております。

枝払い業務につきましては、昨年実施した樹木診断結果に基づくもので、危険度の高い樹木の伐採はすでに終わっており、今回、安全確保と樹木保全の観点から、予算措置するものであります。

186ページにまいりまして、住宅管理費では、全体で昨年より200万円ほど少ない計上となっております。これは、火災報知機設置事業の終了と年次的にやっております屋根塗装経費を21年度繰越事業で計上したことによります。

次、189ページにまいりまして、住宅建設費の経費区分1、公営住宅改修事業の15節、工事請負費につきましては、昨年に引き続き、末広団地1棟3戸をリフォームするほか、団地内通路等の整備のため住宅1棟3戸の解体工事として、合わせて3,680万円を計上しております。

また、経費区分2、耐震改修促進計画策定事業400万円の計上につきましては、町全体の建築物の耐震化率を向上するための計画策定が全市町村に要請されており、10割補助で実施することとしております。

続きまして、9款、消防費にまいります。

まず、190ページの消防組合費総体では、前年より270万円ほど増額になっております。主な要因を申し上げます。まず、193ページの支署費の経費区分1、消防職員給与費で、職員の定期昇給などにより、150万円ほど増額になっているほか、194ページの経費区分3の消防施設設備管理経費では、18節、消防備品として、空気呼吸器3基の導入経費の計上があったことなどによる増であります。

次に、205ページにまいりまして、災害対策費では、11節、印刷製本費で洪水ハザードマップ2,500部の印刷費として、26万3,000円を計上しております。

続きまして、10款、教育費にまいります。

まず、209ページにまいりまして、事務局費の経費区分1、語学指導助手配置事業では、昨年に引き続き、語学指導助手を配置することとし、所要額を予算計上させていただいております。

次、210ページにまいりまして、経費区分4、学校教育等一般経費の19節、負担金補助及び交付金の上から6項目目にあります、北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、昨年に引き続き、学校存続に向けた振興支援を行うため、通学定期代自己負担額の半額助成である通学支援費と新入生に対する教科書代の補助を含めた入学準備支援、さらには、進路指導強化対策等の支援を引き続き行うこととし、総額で1,098万8,000円を計上しております。

また、23年度からの新学習指導要領の改正に伴い、上から5項目に小学校の教科用図書を選択する協議会への負担金として、6万5,000円を計上しております。

次、215ページにまいりまして、小学校の学校管理費、経費区分1の臨時講師配置事業につきましては、昨年度は訓子府小学校に1名を配置、特別な支援が必要な児童が増加していることから、特別支援教育支援員2名を配置しておりましたが、本年度はその3名に加え、居武士小学校に特別支援学級が新設され、また、全学年で複式学級となることから、新たに1名臨時講師を配置することとし、合わせて4名分の臨時講師等の賃金を計上しております。

また、経費区分3、学校施設維持管理事業では、訓小校舎耐震補強工事が終了したため、全体で昨年より1億5,500万円ほどの減となっております。

次、221ページにまいりまして、中学校の学校管理費の経費区分1、臨時講師配置事業につきましては、小学校同様、昨年に引き続き、臨時講師1名を配置することとし、予算計上しております。

次、227ページにまいりまして、幼稚園費の経費区分1、幼稚園運営事業の7節、賃金にあります保育補助員では、昨年は4歳児、5歳児それぞれに保育補助を必要とする園児がおりましたが、本年度は5歳児のみであることから、1名減となっており、105万円ほど少ない予算計上であります。

また、228ページの経費区分2、幼稚園施設管理事業の11節、修繕料では、昨年、高圧受電設備と屋外遊具の修繕費を計上していたことから、昨年より320万円ほど少ない17万4,000円の計上となっております。

次、231ページにまいりまして、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業では、1節、報酬と7節、賃金に、学校支援地域本部事業に係る協議会委員報酬やコーディネーター賃金を引き続き計上しております。

また、19節、産業後継者教育推進協議会交付金として、農業者をはじめとする産業後継者の国内研修等を実施する協議会に対し、交付金100万円を引き続き計上しております。

次、232ページにまいりまして、経費区分6、芸術・文化振興事業では、町民芸術劇場を隔年で実施することとしているため、8節、報償費の予算計上が大きく増額しております。

また、秋の文化祭が60回目を迎えることから、映像資料製作のため、13節、委託料21万7,000円を新たに計上しております。

19節では、柏丘・弥生実践会で発刊される部落史発刊補助金として、40万円が新たに計上となっております。

次、235ページにまいりまして、公民館費の11節、修繕料145万8,000円には、陶芸釜修繕31万円、視聴覚室床面修繕18万2,000円、非常用発電装置電池取替41万5,000円が含まれております。

次、237ページにまいりまして、図書館費の経費区分2、図書館活動事業では、読書活動推進のため、講演会を開催する経費として、8節に講師謝礼10万円を計上しております。

次、241ページにまいりまして、体育施設費の経費区分1、スポーツセンター管理事業の11節、修繕料については、昨年キュービクル交換経費が計上されていたことから、昨年より240万円少ない30万円の計上となっております。

経費区分2の温水プール管理事業の11節、修繕料については、昨年プール塗装経費などが計上されていたことから、昨年より126万円少ない54万円の計上となっております。

13節、委託料では、国交省から示されている技術的助言に基づき、プール室内天井崩落診断業務委託経費31万5,000円を計上しております。

また、243ページの経費区分4、屋外運動施設管理事業では、野球場グラウンドの水はけが悪いことから、水中ポンプの購入経費として、18節、施設用備品で4万5,000円計上しております。

次、245ページにまいりまして、給食センター費の経費区分3、給食センター一般経費の11節、修繕料では、地下燃料タンク修繕費52万円、高圧受電設備更新費94万5,000円を含む181万7,000円の計上となっております。

続きまして、11款、公債費にまいります。

248ページをご覧くださいと思いますが、1目の元金については、起債の償還元金として、6億8,937万3,000円を計上しております。昨年は繰上償還金8,900万円が含まれておりましたので、実質的には昨年より6,600万円ほど少ない計上であるといえます。

続きまして、13款、給与費にまいります。

給与費につきましては254ページと255ページになりますが、町長・教育長と一般職に係る人件費をここに計上してございます。

6節の退職金手当組合負担金について3年ごとの精算年にあたり、昨年より2,670万円ほど増額となっていることから、総額で前年と比較して1,950万円ほど多い7億

5,717万2,000円の計上となっております。

この給与費に、選挙費に計上した職員手当と議員や各種委員の報酬等を加えた人件費の総体予算については、265ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。この明細書は、地方自治法に基づく書式であり、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年比較ができるように調製したものでありますが、時間の関係もございますので後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

続きまして、257ページからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為に本年度分を加えた調書でございます。263ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、3億5,993万1,000円となっております。そのうち一般財源としては、2億7,178万2,000円が必要となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の22ページ以降に一覧でまとめておりますので、後ほどご覧をいただければと存じます。

続きまして、264ページは地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように本年度末の現在高見込み額は、53億2,320万9,000円となっております。

以上、総額を39億6,560万円とする平成22年度の一般会計予算案について、説明申し上げました。時間の関係もあり、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中、予算全般にわたり、行政コスト削減のための見直しを図りつつ、町民の福祉や次代を担う子どもたちに係る教育予算に配慮しながら予算編成をさせていただきました。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、後は、質疑等で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、昼食のため、休憩をいたしたいと思います。

午後1時からご参集をお願いします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第12号 平成22年度 特別会計予算の説明に入ります。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 各会計予算書の270ページをお開き願います。

議案第12号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思います。

その上段に、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。国保税につきましては、国の改正に合わせた限度額の引き上

げをはじめ、国保税率についても引き上げを検討しておりますが、これらの改正等につきましては、昨年のまちづくり懇談会等でいただいたご意見や今後、議員の皆様のご意見もお聞きし、総合的に決断して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じまず。従いまして、当初予算における国保税につきましては、現行税率により計上させていただきます。

国庫支出金及び療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として、積算した額を計上しております。

道支出金については、道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として、昨年度に引き続き計上しております。

次に、歳出であります。前年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費及び介護保険第2号被保険者に係る介護納付金等を計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では、特定健診に係る費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い過年度精算分のみの計上としております。

資料の9ページの下から4行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。平成20年度末から、基金は底を付いている状況であります。今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されている財政安定化支援分270万円と預金利子1,000円を積立し、平成22年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております270万1,000円となる見込みであります。

また、同じ資料の28ページから32ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の270ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第12号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,410万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして、2,430万円、約2.6%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3,000万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。予算に過不足が生じた場合の流用の方法は、従来と同様とするものです。

次に、271ページから276ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、278ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

はじめに、278ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、国民健康保険税、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では、前年度比1,392万9,000円減の2億4,630万8,000円を

見込んでおります。

1節の医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で996世帯、被保険者数は2,447人を見込んで、現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を98%と見込み、1億8,146万1,000円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、4,411万8,000円を計上しております。

次に、279ページ、5節の介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、1,972万7,000円を計上しております。

次に、280ページから281ページまでの2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。世帯数を46世帯、被保険者数は88人と見込み、現行税率により計上しております。

1節の医療給付費分現年課税分566万円、3節の後期高齢者支援金分現年課税分131万6,000円、281ページ5節の介護納付金分現年課税分85万1,000円などを合わせて、総額で、前年度比で27万6,000円減の783万円を計上しております。

次に、282ページ、2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の34%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分を合わせ、前年度と比較して554万9,000円減の1億7,562万円を計上しております。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分4分の1の689万6,000円を計上。

3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の94万7,000円を計上しております。

次に、283ページの2項、国庫補助金、1目の財政調整交付金であります。このうち、財政力格差調整のため交付されます普通調整交付金につきましては、過去の実績から3,100万円を計上し、特別調整交付金につきましては、44万7,000円を計上しております。

2目の出産育児一時金補助金につきましては、緊急の少子化対策とし、平成21年10月から当面2年間の暫定措置として、38万円から42万円に4万円引き上げになりましたが、この引き上げ額4万円の2分の1の2万円について国の補助がありますことから、歳出と同じく20件分を見込み40万円を計上しております。

3目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善を図ることを目的とし、平成21年度に介護報酬の3%プラス改定がありましたが、この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する措置として、交付されるものですが、平成21年度は改定による上昇分の全額、平成22年度は改定による上昇分の半額が措置されますことから、平成21年度で交付された額の2分の1の37万7,000円を計上しております。

次に、284ページ、3款、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ、社会保険診療報酬支払基金から、交付されるものですが、前年度比763万1,000円減の2,381万9,000円を計上しております。

次に、285ページ、4款、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて、財政調整するための交付金として、前年度比343万5,000円増の1億5,601万3,000円を計上しております。

次に、286ページ、5款、道支出金、1項、道負担金、1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の689万6,000円を計上。2目の特定健康診査等負担金は国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分3分の1の94万7,000円を計上しております。

次に、287ページ、2項、道補助金、1目の調整交付金については、国からの財源移譲分を一定のルール計算により、調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、3,175万3,000円を計上、特別調整交付金については、67万9,000円を計上しております。

次に、288ページ、6款、1項、1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により、100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案し、前年度比461万円増の2,758万6,000円を計上しております。

2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、1件30万円から80万円までの医療費を対象とし、医療費実績などにより、国保連合会に拠出し、交付を受けるもので、前年度比1,585万1,000円減の1億87万円を計上しております。

次に、289ページ、7款、財産収入、1項、財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として、1,000円を計上しております。

次に、290ページ、8款、繰入金、1項、基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げましたとおり平成20年度末に基金は底を付いている状況であることから、1,000円の科目計上としております。

次に291ページ、2項、他会計繰入金、1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,099万6,000円と保険者支援分555万9,000円を合わせ、2,655万5,000円。2節の出産育児一時金繰入金は、533万4,000円。3節の財政安定化支援事業繰入金は、21年度普通交付税措置実績額の270万円をそれぞれ町の負担分として、繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源補てん分繰入金として、3,598万2,000円。国保会計を運営するための事務費等に要する経費として、410万9,000円を計上しております。

295ページにとびまして、10款、諸収入、3項、6目の雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等850名分の102万円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。296ページをお開き願います。

まず、1款、総務費、1項、総務管理費、1目の一般管理費及び2目の連合会負担金に

つきましては、国保一般事務に要する経費として、合わせて586万円を計上しております。

なお、1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせて、270万1,000円を計上しております。

297ページから298ページまでの2項、徴税費及び3項、運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ28万4,000円と11万7,000円を計上しております。

次に、299ページになります。

2款、保険給付費、1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付と支払実績から推計し、計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比300万円増の4億9,600万円を計上。

2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比900万円減の2,100万円を計上しております。

3目の一般被保険者療養費は、前年度同額の800万円。

4目の退職被保険者等療養費は、前年度比20万円増の80万円を計上しております。

5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し、164万1,000円を計上しております。

次に、300ページの2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比300万円増の5,000万円を計上、2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比140万円減の300万円を計上しております。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、国保連合会の事務の遅れなどにより前年度実績がなかったことから、2ヵ年度分を見込み180万円増の200万円を計上しております。

また、4目の退職被保険者等高額介護合算療養費についても、一般分と同様に7万円増の12万円を計上しております。

次に、302ページにとびまして、4項、出産育児諸費、1目の出産育児一時金につきましては、歳入でも説明しましたが、緊急の少子化対策とし、平成21年10月から当面2年間の暫定措置として、42万円に引き上げになったことから、前年度比156万円増、20人分の840万円を計上しております。

2目の支払手数料につきましては、平成21年10月から出産育児一時金の引き上げに合わせて、その支払い方法が原則として、医療機関へ直接支払う仕組みとなり、支払業務については、審査支払機関である国保連合会に委託することになったことから、その支払手数料として、20人分の5,000円を計上しております。

次に、303ページ、5項、葬祭諸費、1目の葬祭費につきましては、前年度同額の10件分の50万円を計上しております。

次に、304ページ、3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が約4割相当分を拠出する

ものですが、概算抛出の通知により、前年度比1,200万7,000円減の1億92万6,000円を計上しております。

2目の後期高齢者関係事務費抛出金につきましても、概算抛出の通知により、1万5,000円を計上しております。

次に、305ページ、4款、1項、1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じ、費用負担するもので、国保では前期高齢者の加入割合が高いことから抛出額が少なく、概算抛出の通知により、17万5,000円を計上、2目の前期高齢者関係事務費抛出金につきましても、概算抛出の通知により、1万3,000円を計上しております。

次に、306ページ、5款、老人保健抛出金、1項、1目の老人保健医療費抛出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、今年度は過年度清算分のみ計上となり、前年度比204万7,000円減の1,000円の科目計上。

2目の老人保健事務費抛出金についても、同様に9,000円を計上しております。

次に、307ページ、6款、1項、1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比242万3,000円増の4,798万1,000円を計上しております。

次に、308ページ、7款、共同事業抛出金、1項、1目の高額医療費抛出金は、決定通知額に基づき、前年度比461万円増の2,758万7,000円を計上。

3目の保険財政共同安定化事業抛出金は、歳入でも説明しましたが、歳入の交付金と同額の1億87万円を計上しております。

次に、309ページ、8款、保健事業費、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とし、生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費を計上しており、全体で前年度比43万3,000円減の561万8,000円を計上しております。

7節の賃金は、アンケート調査集計などの事務賃金、特定保健指導の栄養士の賃金などで、47万円を計上しております。

12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として、58万円を計上しております。

13節の委託料は、特定健診を集団検診として、業務を委託するもので、国保被保険者850名分の基本検診料などとして、456万8,000円を計上しております。

次に、310ページ、2項、保健事業費、1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費として、全体で前年度比17万8,000円減の291万3,000円の計上ですが、これは主に、平成21年度で健康啓発事業として実施した「健康まつり」について、隔年開催としていることにより、減となるものであります。

なお、19節、負担金補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、前年度と同じく28人分の44万1,000円を計上しているところでございます。

以上、平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、各会計予算書の315ページをお開き願います。

議案第13号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思います。

その中段に、老人保健会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載してございます。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度への移行に伴い、過年度精算分に係る医療費に対する支払基金交付金、国庫支出金、道支出金を所要率で算定したほか、町負担分を一般会計からの繰入金として、計上してございます。

また、歳出であります。歳入同様、過年度精算分に係る医療給付費等を計上しております。

この資料の33ページから34ページにわたり、老人保健特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の315ページに戻りまして、内容をご説明させていただきます。

議案第13号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円と定めるものであります。

なお、老人保健制度につきましては、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、平成20年3月診療をもって制度廃止となっておりますが、医療費請求の時効が3年となっていることから、月遅れの請求や過年度精算分等、平成22年度においても請求が有り得るものでありますので、その経費と平成22年度をもって完納される予定の医療機関の不当請求の返納金残額46万2,500円に見合う予算規模50万円としているところであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して、330万円、約86.8%の減となっております。

次に、316ページから319ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますのでご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、321ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、321ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、支払基金交付金、1項、1目の医療費交付金につきましては、歳出の医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて交付されるものですが、医療機関の不当請求の返納金との相殺により、前年度比で14万5,000円減の2,000円を計上しております。

また、2目の審査支払手数料交付金につきましては、前年度比9,000円減の1,000円を科目計上しております。

次に、322ページ、2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の医療費国庫負担金につきましても、支払基金交付金と同様に歳出の医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて国が負担するものですが、医療機関の不当請求の返納金との相殺により、前年度比で27万8,000円減の2万1,000円を計上しております。

次に、323ページ、3款、道支出金、1項、道負担金、1目の医療費道負担金につきましても、国庫負担金同様、一定率を乗じて道が負担するものですが、医療機関の不当請求の返納金との相殺により、前年度比で7万円減の5,000円を計上しております。

次に、324ページ、4款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目の一般会計繰入金につきましても、医療機関の不当請求の返納金との相殺により、町の費用負担も減るため、前年度比15万6,000円減の5,000円を計上しております。

327ページにとびまして、6款、諸収入、2項、雑入、2目の返納金につきましても、医療機関の不当請求に係る分ですが、返納金として前年度比164万3,000円減の46万2,000円を計上しておりますが、平成22年度でその全額が返納されることになる予定であります。

なお、3目の雑入につきましても、前年度に医療費の再審査等による医療費過誤納金が見込まれ100万円の計上をしておりましたが、実績がないことから、1,000円の科目計上としております。

次に、歳出について説明させていただきます。328ページでございます。

まず、1款、医療諸費、1項、1目の医療給付費につきましても、過年度精算分に係る医療費として、前年度比329万円減の29万7,000円を計上しております。

次に、2目の医療費支給費と3目の高額医療費につきましても、医療給付費と同様に過年度精算分として、それぞれ前年度同額の10万円を計上しております。

次に、4目の審査支払手数料につきましても、前年度比1万円減の1,000円を科目計上しております。

以上、平成22年度訓子府町老人保健特別会計の予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各会計予算書の331ページをお開き願います。

議案第14号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきましても、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思っております。

その下段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年間とされており、保険料につきましても、平成22年度が保険料の2年毎の見直しの年となっておりますことから、平成22年度と平成23年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上したほか、広域連合補助金、低所得者の保険料軽減分等の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出は4ページに渡りますが、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の35ページから37ページにわたりまして、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましても、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、331ページをお開き願います。

議案第14号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ6,280万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して、240万円、約4.0%増となっております。

332ページから335ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますのでご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、337ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、337ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は対前年度比1,049円増の44,192円、所得割率が0.65ポイント増の10.28%としており、保険料総額では、前年度比39万7,000円増の4,094万6,000円と見込んでおります。

まず、1目の特別徴収保険料は、被保険者総数を799人、保険料額を3,005万6,000円。

2目の普通徴収保険料は、被保険者総数を190人、保険料額を1,084万円。普通徴収保険料滞納繰越分として、5万円を計上しております。

次に338ページ、2款、広域連合補助金、1項、1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、前年度までは、目の名称が調整交付金となっておりますが、内容は同じでございます。75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、15万8,000円を計上しております。

次に、339ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比228万2,000円増の1,669万2,000円を計上しております。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分を合わせて489万4,000円を計上しております。

次、342ページにとびまして、5款、諸収入、2項、償還金及び還付加算金、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として、10万円を計上し、2目の還付加算金として5,000円を計上しております。

次に、343ページから344ページまでの3項、預金利子及び4項、雑入につきましては、それぞれの項目を1,000円の科目計上としております。

次に、歳出について説明させていただきます。345ページをお開きください。

まず、1款、総務費、1項、総務管理費、1目の一般管理費につきましては、後期高齢者医療システム保守業務の委託料やプリンター等消耗品など一般事務に要する経費として、198万円を計上しております。

次に、346ページ、2項、徴収費、1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料などの経費として、22万3,000円を計上しております。

次に、347ページ、2款、保健事業費、1項、1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明させていただきましたが、全額、広域連合からの交付金を受け、実施する75歳以上の方の脳ドックの助成に係る分ですが、健康診査助成金として、5名分の1

5万8,000円を計上しております。

次に、348ページ、3款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料を運営する広域連合に支出するための保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分をあわせて、保険料等納付金として、5,763万円9,000円を計上しております。

また、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金269万3,000円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比255万6,000円増の6,033万2,000円を計上しております。

次に、349ページ、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上し、2目、還付加算金として5,000円を計上しております。

次に、350ページ、2項、繰出金、1目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分を計上しております。

以上、平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案第15号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、別冊の各会計予算案の説明資料は、後ほどご覧いただきたいと思いますが、4ページで予算の概要を記載しており、9ページで基金の保有状況は、平成22年度末で介護給付費準備基金3,782万3,000円、介護従事者処遇臨時特例交付金241万円の見込みでございます。

それでは、訓子府町各会計予算書の351ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出それぞれ、予算の総額を4億7,430万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を3,000万円とするものであります。

次に、352ページから355ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、357ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

357ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料であります。平成21年度から23年度までの第4期介護保険計画によりまして、基準保険料を月額3,700円、年額で4万4,400円として算定しております。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう第1段階から7段階までとし、さらに第4段階を2段階に分割しておりますので、実質的に8段階に細分化をしております。

第1目、第1号被保険者保険料のうち、特別徴収保険料は、被保険者総数を1,660人、保険料額を6,588万7,000円、普通徴収保険料は、被保険者総数を146人、保険料額を471万7,000円。普通徴収保険料滞納繰越分を15万円、介護保険料の総額を7,075万4,000円と見込んでおります。

次に、358ページの第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金に

つきましては「通所型介護予防事業」に係る利用者負担金として、69万1,000円を見込んでおります。

次に、359ページの第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,611万円を計上しております。

360ページの第2項、国庫補助金のうち、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。過去の実績から保険給付費の7.66%、3,398万8,000円を計上。

第2目、地域支援事業交付金のうち、介護予防事業費に対して25%、205万円を計上。

第3目、包括的支援事業・任意事業分につきましても事業費に対し40%、218万7,000円を計上しております。地域支援事業の内容につきましては、後ほど歳出でご説明申し上げます。

次に、361ページの第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の30%、1億3,311万1,000円を計上。

第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費の30%、246万円を計上しております。

362ページ、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、保険給付費に対して、それぞれ道の負担割合を乗じた6,809万3,000円を計上。

363ページの第2項、道補助金、第1目、第2目、地域支援事業交付金は、介護予防事業の12.5%、102万5,000円。包括的支援事業・任意事業分は、事業費の20%、109万3,000円をそれぞれ計上しております。

364ページ、第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として、3万8,000円。介護報酬改定による保険料上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るための介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として、5,000円を計上。

365ページ、第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分796万1,000円を基金から繰り入れするものであります。

また、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、1号被保険者保険料軽減措置に充てるため、100万5,000円を繰り入れするものであります。

次に、366ページ、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金は保険給付費の町負担分12.5%、5,546万3,000円。地域支援事業繰入金は、介護予防事業分が12.5%、102万6,000円。包括的支援事業・任意事業分は20%、109万4,000円をそれぞれ町負担分として、繰り入れするものであります。

その他、一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、1,612万9,000円を繰り入れするものです。

367ページから370ページまでの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。371ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、151万7,000円を計上するものであります。介護保険システム改修の終了などにより、前年度と比較して92万2,000円の減となっております。

次に、372ページの第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の印刷費、郵便料を主として、24万9,000円を計上。

373ページは、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として、244万3,000円、介護認定調査に要する経費としまして、280万4,000円を計上。

374ページは、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、趣旨普及費50万4,000円を計上しております。

375ページの計画策定委員会経費につきましては、平成24年度からの第5期介護保険事業計画策定のための経費を計上しております。

376ページは、第2款、保険給付費、第1項、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で、8,452万3,000円。

第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするものであり、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に5,365万7,000円を計上しております。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして、2億2,896万2,000円を計上。

第7目、居宅介護福祉用具購入費として、79万2,000円。

第8目、居宅介護住宅改修費として、207万円。

第9目、居宅介護サービス計画給付費として、1,230万3,000円を計上しております。

次に、377ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,526万3,000円。

第3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に対する給付に47万6,000円を計上。

第5目、介護予防福祉用具購入費に45万9,000円。

第6目、介護予防住宅改修費に259万2,000円。

第7目、介護予防計画給付事業、ケアプランの作成給付に210万5,000円をそれぞれ計上しております。

次に、378ページ、第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費請求に係る審査支払にかかる手数料として、38万5,000円を計上しております。

379ページ、第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介

護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、1,156万2,000円。

第2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で2万2,000円を計上しております。

380ページ、第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、平成20年から新たにスタートした制度で、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付をするもので、平成20年4月分から平成21年7月までの給付分が約300万円となるほか、平成21年8月から平成22年7月までの給付も同額程度と予想され、これらの支払いが平成22年度となることから、600万円を計上しております。

同じく、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが、35万円を計上しております。

381ページ、第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、2,214万2,000円計上。

第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として3万5,000円計上しております。

次に、382ページ、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い特定高齢者を把握するとともに、通所や訪問により、要介護状態の予防や軽減を図る経費18万8,000円を計上しております。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や「通所型介護予防事業」として、業務委託する経費など915万円を計上しております。

次に、383ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図り、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費を計上しておりますが、このうち28節、一般会計繰出金、408万8,000円につきましては、地域包括支援センター職員人件費分として、一般会計に繰り出しをするものであります。

第2目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握するための事業として、消防と共同で緊急医療情報キットケースを利用し、支援につなげるための経費として、38万3,000円を計上しております。

第3目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費を計上しております。

第4目、包括的・継続的ケアマネジメント事業につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じ、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費です。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費93万3,000円を計上しております。

次に、384ページの第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費を計上しています。

385ページの第4款、基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利息相当額を予算に計上し、基金へ積み立てるものであります。

386ページの第5款、公債費は、資金繰りのための一時借入金利子を計上しております。

387ページ以降の第6款、諸支出金につきましては、第1号被保険者の過年度分還付金など所要の経費を計上しております。

以上、平成22年度介護保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、午後2時10分まで休みたいと思います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第16号 平成22年度下水道事業特別会計予算を説明願います。

建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 各会計予算書の391ページをお開き願います。

議案第16号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の4ページをお開きいただきたいと思います。

その下段に、下水道事業会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業に係る分担金を計上。

使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上。

繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計繰入金を計上。

町債は、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります。農業集落排水事業については、道道改良工事に伴う公共柵移設工事、施設の維持管理経費を計上。

個別排水事業については、合併浄化槽の設置に要する工事費等を計上。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

この資料の44ページから48ページにわたり、下水道事業特別会計の概要などをそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の391ページに戻りまして、内容を説明申し上げます。

議案第16号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,340万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして、5,050万円、約21.6%の減となっておりますが、その主なものとしましては、補償金免除繰上償還に伴う借換債の借入れが前年度で完了したことなどによるものでございます。

また、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、392ページから395ページにあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについては、後ほどご覧いただくこととし、その内容については、398ページ以下の事項別明細書で説明させていただきます。

また、第2条の地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、396ページをお開き願います。

第2表の地方債であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を2,500万円とし、証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は、記載の通り定めようとするものであります。

次に、397ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは、ご覧いただきたいと存じます。

398ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、398ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金、第1目、農業集落排水事業分担金につきましては、平成22年度新規賦課分として6戸を予定し、30万円を計上しております。滞納繰越分は科目計上でございます。

第2目、個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、一戸当りの分担金が5万円から10万円に増額となりますので、12戸の新規整備を予定し、前年度比45万円増の120万円を計上しております。

次に、399ページの第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料、第1目の農業集落排水施設使用料につきましては、使用水量の減少などにより、前年度比62万6,000円減の5,320万3,000円を計上しております。

第2目、個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込んだ前年度比113万1,000円増の1,222万8,000円を計上しております。

次に、400ページの第2款、使用料及び手数料、第2項、手数料につきましては、各種手数料を合わせて、3万7,000円を計上しております。

次に、401ページの第3款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年度比914万6,000円減の8,908万7,000円を計上しております。

次に、402ページの第4款、第1項、第1目の繰越金、403ページの第5款、第1項、第1目の延滞金、404ページの第5款、第2項、第1目の預金利子につきましては、いずれも科目計上であります。

次に、405ページの第5款、諸収入、第3項、貸付金元利収入、第1目の水洗便所改

造等貸付金元利収入につきましては、金融機関に預ける預託金200万円とその利子1,000円を合わせた200万1,000円を計上しております。

次に、406ページ、第4項、第1目、雑入の保証料還付金、消費税還付金は科目計上であります。移設補償費につきましては、昨年度実施できなかった道道北見置戸線（日出工区）のマンホール調整、公共柵移設の支障物件移設補償費として、33万8,000円を計上しております。

次に、407ページの第6款、第1項、町債につきましては、前年度比4,230万円減の2,500万円の計上ですが、これは主に公的資金補償金免除繰上償還に伴う、農業集落排水事業借換債と臨時財政特例借換債の借り入れが、前年度完了したことによるものです。

第1目の個別排水処理施設整備事業債は、個別排水処理施設整備事業に伴う、起債対象額の100%充当を見込み、前年度比3戸減の12戸分の下水道債と過疎債を合わせた2,500万円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。408ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費につきましては、前年度比40万3,000円増の306万4,000円を計上しております。

報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年2回の開催分の5万5,000円を計上し、公課費の消費税納付金につきましては、平成21年度決算納付額と平成22年度中間納付額の合わせて140万1,000円を計上しております。

また、繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、157万5,000円を計上しております。

次に、409ページの第2項、下水道管理費、第1目、農業集落排水管理費につきましては、前年度比282万8,000円減の5,298万7,000円の計上をしております。11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、未広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しております。

また、11節、需用費の修繕料につきましては、各処理場の経年劣化による計画的修繕の一部を昨年度「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、前倒して実施したことにより、前年度比391万円減の589万円の計上をしております。

次に、第2目、個別排水管理費につきましては、前年度比53万8,000円増の1,566万6,000円の計上をしております。役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、9万7,000円増の152万円を計上し、委託料の浄化槽保守点検業務は37万2,000円増の1,164万2,000円を計上しておりますが、いずれも本年度設置予定も含めての計上でありますので、増額となっております。

次に、410ページの貸付金につきましては、過去に設置した方に対する資金貸付の金融機関への預託金であり、200万円を計上しております。

次に、411ページの第2款、第1項、下水道事業費、第1目、農業集落排水事業費の工事請負費につきましては、昨年度実施できなかった日出地区の道道北見置戸線交通安全工事の支障物件移設工事として、マンホール調整、公共柵移設等で40万円を計上しております。

次に、第2目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年度比649万7,0

00円減の3,210万8,000円を計上しております。

需用費及び役務費は、経常経費でありますので説明は省略させていただきます。

委託料は、前年度比3戸減の12戸分の実施測量設計業務として、216万円を計上し、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかを試験するための委託料であり、12戸の内、1戸分の26万3,000円を計上しております。

工事請負費につきましても、本年度12戸の設置工事分として、2,944万7,000円を計上しております。

次に、412ページ、第3款、第1項、公債費につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成21年度までの22年間の借入残額8億6,555万2,000円に対して、長期債元金償還は、前年度比3,896万2,000円減の5,762万6,000円を計上。長期債利子は、313万8,000円減の2,122万5,000円を計上しております。

また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円と定めておりますので、それに伴います利子12万4,000円を計上しております。

次に、413ページ、第4款の予備費につきましては、前年度同額の20万円を計上しています。

次に、414ページは、債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、415ページにつきましては、地方債の調書であり、平成22年度末における元金残高は、右側の一番下に記載のとおり8億3,292万6,000円となる見込みであります。

次の416ページは、特別職の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成22年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 各会計予算書417ページをお開きください。

議案第17号 平成22年度訓子府町下水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」について説明いたします。49ページをお開き願います。

49ページには、下水道事業会計の投資的事業について概要を記載しております。

また、52ページには、その事業箇所について図示しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

それでは、予算書の417ページに戻りまして、内容を説明させていただきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、前年と比較し30件増の2,170件。年間総給水量は、68万5,000立方メートル。一日平均給水量は、1,876立方メートルとしております。

主な建設改良事業につきましては、豊坂水系の水質改善対策として、代替水源施設整備事業で1億3,343万1,000円。下水道事業の企業会計システム導入事業で1,10

0万円。大谷水系導水管復旧事業で1,690万円の予算計上を行っております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で営業収益及び営業外収益を合わせて1億8,031万7,000円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で営業費用、営業外費用、予備費を合わせて1億6,269万1,000円の計上であります。収支を差引きますと1,762万6,000円の利益となる見込みでございます。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものですが、収入額が支出額に対し、不足する額1億1,281万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

まず、収入であります第1款の資本的収入につきましては、1億1,975万6,000円であり、その内訳は、補助金で7,527万9,000円。出資金で4,447万7,000円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出が2億3,256万6,000円であり、その内訳は、建設改良費が1億7,141万円。企業債償還金が6,115万6,000円であります。

なお、3条の収益的収支及び4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど、421ページ以降の実施計画で説明させていただきます。

それでは、418ページ、第5条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上であります。

次に、第6条の職員給与費2,954万9,000円につきましては、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものと定めるものであります。

次の第7条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を5,568万9,000円と定めるものです。

次に、第8条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を308万5,000円と定めるものであります。

次に、第9条の重要な資産の取得につきましては、企業会計システム導入として、財務基本システム、固定資産管理システム、企業債償還管理システム一式を導入するものであります。

次に、419ページと420ページにつきましては、一般会計の書式に準じて作成している収入支出予算であります。説明は省略させていただきます。

それでは、421ページの平成22年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります第1款、水道事業収益の総額は、1億8,031万7,000円であり、その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金で、前年と比較し650万円減の1億5,140万円を計上しております。

2目、その他営業収益384万4,000円は、設計審査手数料、消火栓一般修理負担金のほか、補償金として、北海道横断自動車道大谷高台線配水管移設測量設計業務350

万円を計上しております。

次に、2項、営業外収益の1目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息として、18万2,000円を計上しております。

2目、他会計補助金につきましては、2,488万7,000円の計上であります。が、一般会計からは、従来からの叶橋添架起債利息、大谷浄水場起債利息、ポケットパーク配水池起債利息、大谷水源施設起債利息を計上しております。

また、事務職員人件費につきましては、職員3名分と事務員1名分の計上であります。

下水道会計補助金につきましては、使用料収納経費を計上しております。

3目、雑収益の不用品売却収益、その他雑収益、4目の還付金につきましては、科目計上であります。

次に、422ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、総額で1億6,269万1,000円の計上であります。前年と比較し1,221万8,000円の減額となっております。1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、2,250万9,000円の計上であります。前年と比較し247万2,000円の増額となっております。通常の維持管理経費のほか、委託料では、大谷導水管更新予備調査業務172万2,000円を新たに計上しています。

また、昨年の使用実績により、手数料では水質検査手数料として、前年と比較し232万3,000円減の448万5,000円を計上。修繕費では、前年と比較し318万6,000円増の518万6,000円の計上ですが、これは、本年度豊坂水系の代替水源施設整備事業実施に伴う、開盛浄水場の処理施設改造費265万円の計上のほか、大谷浄水場浄水濁度計改修53万6,000円を計上しています。

次の、2目、配水及び給水費につきましては、1,701万円の計上であります。前年と比較し606万1,000円の減額となっております。通常の維持管理費のほか、委託料では、北海道横断自動車道大谷高台線配水管移設測量設計業務を新たに計上したことにより、前年と比較し350万円増の398万4,000円の計上でございます。

また、修繕費では、前年と比較し87万6,000円減の537万4,000円の計上。材料費では、検満分水道メーター購入の取替え台数が減ったことにより、前年と比較し195万1,000円減の334万7,000円の計上でございます。

次の423ページ、3目、総係費につきましては、4,288万1,000円の計上。給料、手当、福利費につきましては、昨年同様の職員4人分を計上しているほか、通信運搬費、委託料、手数料、修繕費等につきましては、ほぼ昨年同様の予算計上でございます。

次に、424ページ、4目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額5,887万3,000円が本年度の償却分であります。

また、5目の資産減耗費につきましては、除却対象分の機械及び装置、メーター器・メーターボックスの総額40万9,000円ですが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上であります。

次に、2項、営業外費用の1目の支払利息につきましては、企業債利息が1,767万2,000円の計上。一時借入金利息は37万円の計上であります。

2目の繰延勘定償却費は、前年同額の184万7,000円を計上しております。長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであります。減価償却費と同様、現金

の支出を伴わない予算の計上であります。

次に、3目の消費税62万円の計上であります。昨年と比較し472万5,000円の減額であります。本年度資本的支出の建設改良費において、仮払消費税額が増えることから、昨年と比較し予定納付額の減額計上でございます。

雑支出につきましては、前年同額の20万円の計上であります。

次の予備費につきましても前年同額の30万円を計上しております。

次に、425ページの資本的収入及び支出であります。1款、1項、1目の国庫補助金につきましては、豊坂水系の代替水源施設整備事業国庫補助金として、事業費の3分の1に当る4,447万7,000円を計上しております。

次に、2目の他会計補助金3,080万2,000円につきましては、叶橋添架起債償還元金73万8,000円。大谷浄水場起債償還元金1,104万3,000円。ポケットパーク配水池起債償還元金192万円。大谷水源施設起債償還元金20万1,000円を一般会計から起債償還元金の補助金として、計上しております。

また、大谷水系導水管復旧事業1,690万円につきましては、一般会計からの補助金として、平成21年度の支出であります。公営企業会計では、予算経理上未執行繰越ができないことから、本年度予算で計上をするものであります。

次に、2項、1目の出資金につきましては、豊坂水系の代替水源施設整備事業出資金として、事業費の3分の1に当る4,447万7,000円を一般会計から受けるものあります。

次に、426ページ、資本的支出の1款、1項、1目の施設整備費1億5,330万1,000円につきましては、豊坂水系の代替水源施設整備事業執行に伴う一般事務用品費及び水道管理車用の燃料費を計上しております。

また、委託料につきましては、豊坂水系の代替水源施設整備事業の測量調査設計業務を予算計上しているほか、水道事業の企業会計システム導入委託として、日常の予算経理等を行う財務基本システム及び固定資産償却を行う固定資産管理システム、企業債償還管理システムを導入する経費として、1,100万円を計上しております。

次に、工事請負費1億2,584万1,000円につきましては、豊坂水系の水質改善を行うための代替水源施設整備事業といたしまして、現在の清住水源池から取水している水源を開盛水源池に変更する工事であり、ポンプ室1施設と送水管3.2kmを予定し工事費1億1,684万1,000円を計上しております。

また、この事業の附帯工事として、配水管850mの700万円を計上しております。そのほか、緊急を要する水道施設等緊急整備に200万円を計上しております。

2目の施設改良費につきましては、大谷水系の大谷水源地から大谷配水池に送水を行っている導水管が沢地の侵食により、露出しているのが発見されたため、今後の影響等を考慮し迂回をする工事費1,690万円を計上しております。

3目の固定資産購入費120万9,000円につきましては、土地購入費として豊坂水系の代替水源施設整備事業ポンプ室の建設用地として、13万円を計上しております。

また、量水器設備費として、メーター器31台の購入とメーターボックス17台で107万9,000円を計上しております。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、前年と比較し1,445万1,000

円減の6,115万6,000円を計上しておりますが、平成19年度から平成21年度までの3カ年で行いました高金利の企業債繰上償還が終ったことによる減額計上でございます。

次に、予算書の427ページの資金計画につきましては、収益的収支、資本的収支のうち、現金収支における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことにしまして説明は省略させていただきます。

次の428ページから429ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくことにしまして、これも説明は省略させていただきます。

次に、430ページと431ページは、平成22年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の432ページと433ページにつきましては、平成21年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので説明は省略させていただきます。

次の434ページにつきましては、平成22年1月末時点におきます収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくこととしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成22年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第30号、議案第19号

議長（橋本憲治君） この際、日程第29、議案第30号、日程第30、議案第19号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由に説明を求めます。

議案第30号から順次説明願います。

総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第30号の提案説明をさせていただきますので、お手元の定例会議案書80ページをお開きください。

議案第30号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項及び第3項の規定により、網走支庁管内町村公平委員会から網走支庁管内町村交通災害共済組合が平成22年3月31日をもって脱退すること及び網走支庁管内町村公平委員会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

この規約の変更は、網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散し脱退することと共同設置団体長の変更および網走支庁の名称を変更することにより、変更するものでございます。

記以下の説明をさせていただきますが、その内容を新旧対照表でご説明いたしますので議案書82ページをお開きください。

表題「網走支庁管内町村公平委員会規約」を「オホーツク町村公平委員会規約」に改め

るものでございます。

第2条の名称につきましては「網走支庁管内町村公平委員会」を「オホーツク町村公平委員会」に改めるものでございます。

第3条の委員につきましては、委員の選任者を「網走支庁管内町村交通災害共済組合長」から町村会の会長である「清里町（以下「共同設置団体長たる地方公共団体」という。）の長」に改めるものでございます。

同条第3項は「網走支庁管内町村交通災害共済組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年網管交条例第6号）」を「共同設置団体長たる地方公共団体」に改めるものでございます。

第4条の事務所及び事務職員につきましては、第1項中事務所の位置を「網走支庁管内町村交通災害共済組合」においていましたが、「オホーツク町村会」におくことにしたものでございます。

同じく、第3項の事務職員を「網走支庁管内町村交通災害共済組合職員」から「共同設置団体長たる地方公共団体の職員」に改めるものでございます。

続きまして、83ページをお開きください。

第5条の証人等の費用弁償につきましても同様に「網走支庁管内町村公平委員会証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和54年網管交条例第10号）」から「共同設置団体長たる地方公共団体」に改めるものでございます。

第6条の経費につきましても同様に「網走支庁管内町村交通災害共済組合予算」から「共同設置団体長たる地方公共団体の予算」に改めるものでございます。

別表中「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削るものでございます。

次に、議案書81ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第30号の提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号の提案理由の説明をさせていただきますので、64ページをお開き下さい。

議案第19号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第3号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

この条例の改正は、網走支庁管内町村公平委員会の名称変更に伴い、関連条例の一部を改正するものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

記の3行目になりますが、第3条第1項中「網走支庁管内町村公平委員会」を「オホーツク町村公平委員会」に改正するものでございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、第2条職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正するものでございます。

第18条第2項中「網走支庁管内町村公平委員会規則」を「オホーツク町村公平委員会規則」に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第19号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第31号、
議案第32号、議案第33号、議案第34号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第31、議案第18号、日程第32、議案第23号、
日程第33、議案第24号、日程第34、議案第27号、日程第35、議案第31号、日
程第36、議案第32号、日程第37、議案第33号、日程第38、議案第34号を議題
といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第18号から順次説明願います。

総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第18号の提案理由の説明をさせていただきますの
で議案書60ページをお開き下さい。

議案第18号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町事務分掌条例（平成15年条例第23号）の一部を改正する条例を次のように
制定するものでございます。

この条例改正につきましては、事務効率化を図るため上下水道課を設置し、建設課で所
管していた下水道に関する事項と水道課で所管していた水道に関する事項を分掌すること
による改正でございます。

記以下の説明をさせていただきますが、その内容を新旧対照表でご説明いたしますので
62ページをお開きください。

この表につきましては、右側が現行で左側が改正案で下線部分が具体的に改正する部分
でございます。

第1条中「建設課」の次に「上下水道課」を加える。

第2条の建設課の項中第4号の「下水道に関すること」を削り、第5号から第7号を1
号ずつ繰り上げるものでございます。

また、その下に上下水道課を加え、第1号として下水道に関することを加えるもので
ございます。

次に、附則についてですが、第1項で条例の施行日を平成22年4月1日とするもので
ございます。

第2項以降は、関連する条例の一部改正の提案でございます。

第2項は、訓子府町議会委員会条例の一部改正でございまして、62ページの下段の新
旧対照表をご覧ください。

第2条第2号の「水道課所管に関すること」を「上下水道課所管に関すること」に改正
するものでございます。

第3項は、訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。63ページの新旧対照表の上の表をご覧ください。

第3条の組織、第2項の下線部分でございますが、水道課から上下水道課に改正するものであります。

次に、第4項は、訓子府町上下水道事業経営審議会設置条例の一部改正でございます。63ページの下の新旧対照表をご覧ください。

第8条の庶務で水道課及び建設課から上下水道課に改正するものでございます。

以上、議案第18号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（上野敏夫君） それでは、議案書68ページをお開きください。

議案第23号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明いたします。

奨学資金貸付に関する条例（昭和51年条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするもので、奨学資金の償還期限を延長しようとするものでございます。

記以下について説明いたします。

奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例。

奨学資金貸付に関する条例（昭和51年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「5年」を「6年」に改めるものでございます。

具体的には、従来、高校生では3年間で借りたものは、1年据え置いて3年で償還するものを4年とし、大学生では4年間で借りたものを6年で償還するものでありまして、借りた人の月々の償還金の負担軽減を図るものでございます。

ちなみに、高校生では従来は月々10,000円の償還金が、7,500円。大学生では25,000円が17,000円となるものでございます。

なお、附則としましては、この条例は、平成22年4月1日から施行するものとし、さらには、この条例による改正後の規定は、平成22年度選定の奨学生から適用するものでございます。

以上、議案第23号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第24号の提案理由の説明をさせていただきますので議案書70ページをお開き下さい。

議案第24号 訓子府町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町生活安全条例（平成10年条例第4号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

この条例改正は、犯罪被害者基本法に基づき、犯罪被害者等の支援について、北見警察署管内で足並みを揃えて改正しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきますが、その内容を新旧対照表でご説明いたしますので71ページをお開きください。

第1条中、自主的な安全活動の推進の次に「及び犯罪被害者等の支援」を加えるものでございます。

第2条第2項に「この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する被害者等をいう。」を加えるものでございます。

第3条第1項中第6号に「犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。」を加え、第6号を第7号とするものでございます。

第5条第2項中、生活安全対策の次に「及び犯罪被害者等の支援」を加えるものでございます。

次に、議案書70ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第24号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の74ページをお開き願います。

議案第27号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

74ページに改正条例案を記載しておりますが、75ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第2条で用語の定義を定めておりますが、第1項、第1号ではこの条例により医療費の助成を受けられる者は、身体障害者の場合、身体障害者手帳の1級、2級と3級のうち「心臓、腎臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルス免疫の機能障害に限る」とされておりましたが、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い、肝臓の機能が加えられたことにより「肝臓の機能障害により1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けた者」もこの条例による医療費助成の対象としようとするものであります。

74ページに戻って、附則でございますが、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第31号の提案理由の説明をさせていただきますので84ページをお開きください。

議案第31号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

この規約の変更は、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広

域行政組合が解散脱退し、留萌市外2町衛生センター組合の名称を変更することにより変更しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

記の4行目になります。別表第1(第2条関係)留萌支庁の項中「留萌支庁(14)」を「留萌支庁(13)」に、網走支庁の項中「網走支庁(24)」を「網走支庁(23)」に、胆振支庁の項中「胆振支庁(14)」を「胆振支庁(13)」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものでございます。

別表第2(第3条関係)第9項の共同処理する団体欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものでございます。

次に、附則についてですが、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第31号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号の提案理由の説明をさせていただきますので、85ページをお開きください。

議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

この規約の変更につきましても、胆振西部衛生組合及び網走支庁管内交通災害共済組合が解散脱退することにより変更するものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

記の4行目になりますが、別表(網走)の項中「網走支庁管内町村交通災害共済」を削り、同表(胆振)の項中「胆振西部衛生組合」を削るものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第32号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 管理課長。

管理課長(上野敏夫君) それでは、議案書86ページをお開きください。

議案第33号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について、提案説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

記以下について説明いたします。

網走地方教育研修センター組合規約の一部を変更する規約。

網走地方教育研修センター組合規約(昭和46年地方第1986号指令)の一部を次の

ように変更する。

第1条中「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に改めるものでございまして、名称の変更による改正でございます。

なお、附則としまして、この規約改正につきましては、北海道知事の許可が必要なため、改正規約の施行日は「北海道知事の許可のあった日」からとするものでございます。

以上、議案第33号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第34号の提案理由の説明をさせていただきますので、87ページをお開きください。

議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

この規約の変更につきましては、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散脱退と留萌市外2町衛生センター組合の名称の変更に伴い変更しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

記の4行目になりますが、別表第1中「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものでございます。

次に、附則についてですが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第34号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午後3時25分まで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議事日程の変更

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第40、報告第1号、日程第41、報告第2号、日程第42、報告第3号、日程

第43、所管事務調査についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程40、報告第1号、日程第41、報告第2号、日程第42、報告第3号、日程第43、所管事務調査についてを先に審議することに決定いたしました。

報告第1号

議長(橋本憲治君) 日程第40、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書92ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご報告申し上げます。

議案書の92ページをお開き願います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成22年3月9日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。

次のページの93ページをお開き願います。

平成22年2月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

平成21年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成21年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成21年度定期監査結果報告書、別紙。

95ページをお開きいただきたいと思います。

ここに「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。その報告のみを朗読させていただきます。それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきます。

3. 監査結果及び意見

平成21年12月末日現在における町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した結果、適正に執行管理がなされていることを認める。

なお、今後の事務等の執行管理にあたり、次の事項につき対応を望みたい。

町税の収納、経費削減等について、各種数値から努力の成果として評価できるが、事務執行においてより一層法令等の遵守に配慮し、財産管理についても今後の財政分析等の重要な要素となるものであり、全庁的な連携をもって精度を高めること。

国民健康保険については、一般会計からの繰り入れの割合がさらに強まり、それに

よりバランスをとる財政運営となっている状況から、今後さらに会計運営のあり方の検討を継続していくこと。

水道事業については、本年度の料金改定が経営に資することとなるよう配慮し、経費削減にも努めること。

また、有収率の高率確保に万全を期すること。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第2号

議長（橋本憲治君） 日程第41、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書108ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の108ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成22年3月9日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年1月14日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年1月14日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、109ページ、110ページの表につきましては、説明を省略させていただきまして、111ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年2月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、112ページ、113ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、昨日、追加で配付させていただきました3月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。113-2ページでございます。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年3月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成21年3月8日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、113 - 3ページから113 - 4ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

失礼しました。訂正の部分があります。

議会事務局長（森谷 勇君） 申し訳ありません。113 - 2ページをお開きいただきたいと思います。そこの中段に日付が入っています。平成21年3月8日とありますのを平成22年3月8日に訂正願いたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

報告第3号

議長（橋本憲治君） 日程第42、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書114ページでございます。

2つの常任委員会委員長から平成21年度の閉会中に実施した所管事務調査について、別紙のとおり報告がありました。

お諮りいたします。

本報告の朗読、質疑を省略し、報告を了承することにし、あわせて本報告を関係執行機関に送付することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

以上で本報告は終わります。

所管事務調査について

議長（橋本憲治君） 日程第43、所管事務調査についてを議題といたします。

議案書119ページ、120ページでございます。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について平成22年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、2 常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成 22 年度閉会中も継続して調査できるように決定いたしました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 3 時 3 5 分